

令和6年第5回定例会

草津町議会定例会会議録

自 令和6年9月2日
至 令和6年9月6日

草 津 町 議 会

令和六年第五回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和六年第五回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和六年第五回〔九月〕定例会

草津町議会議録

令和6年第5回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（9月2日）	
○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	10
○議案第1号～議案第8号の一括上程、説明	12
○報告第1号の報告	22
○議案第9号～議案第23号の一括上程、説明	23
○総括質問	34
○議案第21号～議案第23号の質疑、討論、採決	40
○議案第9号～議案第20号の委員会付託	43
○報告第2号の報告	43
○報告第3号の報告	44
○報告第4号の報告	44
○請願及び陳情書の上程、委員会付託	45
○議事予定の決定	46
○散会の宣告	46

第 2 号（9月6日）

○議事日程	4 9
○会議に付した事件	5 0
○出席議員	5 0
○欠席議員	5 0
○説明のため出席した者	5 0
○事務局職員出席者	5 0
○開議の宣告	5 1
○議事日程の報告	5 1
○付託議案にかかる委員長報告	5 1
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第 2 号～議案第 4 号の一括質疑、討論、採決	6 6
○議案第 5 号及び議案第 6 号の一括質疑、討論、採決	6 7
○議案第 7 号及び議案第 8 号の一括質疑、討論、採決	6 9
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	7 0
○議案第 1 0 号～議案第 1 3 号の一括質疑、討論、採決	7 1
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	7 2
○議案第 1 5 号及び議案第 1 6 号の一括質疑、討論、採決	7 3
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	7 4
○議案第 1 9 号及び議案第 2 0 号の一括質疑、討論、採決	7 4
○陳情書にかかる委員長報告	7 5
○議員派遣の件	8 0
○付託議案外にかかる委員長報告	8 0
○一般質問	8 3
3 番 有 坂 太 宏 君	8 3
6 番 小 林 純 一 君	9 0
7 番 金 丸 勝 利 君	9 3
○閉議及び閉会の宣告	9 6
○署名議員	9 7

草津町告示第41号

第5回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月26日

草津町長 黒 岩 信 忠

記

1、日 時 令和6年9月2日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

議案第 1 号 令和5年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 2 号 令和5年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 3 号 令和5年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4 号 令和5年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 号 令和5年度草津町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第 6 号 令和5年度草津町水道事業会計決算認定について

議案第 7 号 令和5年度草津町温泉温水供給事業会計決算認定について

議案第 8 号 令和5年度草津町千客万来事業会計決算認定について

議案第 9 号 草津町議会議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第10号 草津町税条例の一部を改正する条例について

議案第11号 草津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第12号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第13号 草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 14 号 令和 6 年度草津町一般会計補正予算（第 3 次）
- 議案第 15 号 令和 6 年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）
- 議案第 16 号 令和 6 年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）
- 議案第 17 号 令和 6 年度草津町水道事業会計補正予算（第 1 次）
- 議案第 18 号 令和 6 年度草津町千客万来事業会計補正予算（第 1 次）
- 議案第 19 号 温泉引用許可について
- 議案第 20 号 温泉引用者移転許可について
- 議案第 21 号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について
- 議案第 22 号 草津町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 23 号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 報告第 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について
- 報告第 2 号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について
- 報告第 3 号 温泉引用者名義書き換えについて
- 報告第 4 号 温泉引用者名義移転について

令和 6 年 9 月 2 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和6年第5回草津町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月2日（月曜日）午前10時開会

第 1 開 議

第 2 議事日程の報告

第 3 会議録署名議員指名

第 4 会期決定

第 5 町長行政報告

第 6 議長議会報告

第 7 議案上程

議案第1号から議案第8号まで

決算審査報告

報告第1号・監査報告

議案第9号から議案第23号まで

第 8 総括質問（決算議案にかかる）

第 9 議案第21号から議案第23号 質疑・討論・採決

第10 議案第9号から議案第20号 委員会付託（別紙付託案）

第11 報告第2号から報告第4号 報告

第12 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）

第13 議事予定の決定（別紙案）

第14 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 直 井 新 吾 君

2 番 安 齋 努 君

3 番 有 坂 太 宏 君

4 番 市 川 祥 史 君

5 番 安 井 尚 弘 君
7 番 金 丸 勝 利 君
9 番 湯 本 晃 久 君
1 1 番 宮 崎 謹 一 君

6 番 小 林 純 一 君
8 番 上 坂 国 由 君
1 0 番 黒 岩 卓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 黒 岩 信 忠 君
教 育 長 富 澤 勝 一 君
企画創造課長 田 中 浩 君
住 民 課 長 堀 田 高 史 君
健康推進課長 和 田 修 君
土 木 課 長 佐 藤 俊 之 君
会 計 管 理 者 一 場 礼 子 君
こどもみらい
課 長 高 井 洋 一 君
教 育 委 員 会 長
事 務 局 長 白 鳥 正 和 君
総 務 課 主 査 清 水 聡 之 君
総 務 課 主 査 今 平 一 真 君

副 町 長 福 田 隆 次 君
愛 町 部 長 川 島 和 武 君
総 務 課 長 石 坂 恒 久 君
税 務 課 長 熊 川 一 記 君
観 光 課 長 宮 崎 健 司 君
福 祉 課 長 越前谷 学 君
生活環境課長 宮 崎 雄 一 君
上下水道課長 岡 田 薫 君
温 泉 課 長 関 亘 君
ベルツこども
園 長 橋 爪 保 君

事務局職員出席者

議会事務局長 萩 原 健 司

議 会 書 記 新 田 美 幸

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第5回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） それでは、本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 会議録署名議員の指名を先に行います。

4番、市川祥史議員、6番、小林純一議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期につきましては、8月22日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から9日までの8日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より9日までの8日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、町長から行政報告をお願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

前回、令和6年6月3日開催の定例会から本会の定例会までの間の行政報告をさせていた

できます。

6月9日、第21回西吾妻少年武道大会が草津町総合体育館で開催され、開会式において選手たちへ激励の挨拶をしてまいりました。

続きまして、6月10日、元衆議院議員の井戸正枝議員と関係者が町長室にお越しいただき、元草津町議の性被害疑惑について十分に事実を確認せず、行き過ぎた言動や投稿をしたことを認め、おわびしたいということで町長室にて謝罪を受けました。

また、同日の夜、ABEMA Primeの「虚偽告発被害の実態と名誉回復」という主題の取材を受け、生放送番組への出演対応をいたしました。

続きまして、6月12日、国土交通省の高崎河川国道事務所から杉崎所長が来庁され、情報交換を行いました。

6月14日、草津温泉観光協会の定時総会が商工会にて行われ、来賓として挨拶をしてまいりました。

6月14日、株式会社草津観光公社の定時株主総会が天狗山レストハウスにて行われ、出席をしてまいりました。

6月15日、国土交通省主催の振子沢砂防堰堤竣工式が天狗山レストハウスにて開催され、出席し挨拶をしてまいりました。当日は、小渕衆議院議員をはじめ、来賓53名が出席して盛大に挙行され、式典終了後は殺生地区に移動して、完成した砂防堰堤の説明を受けました。

次に、6月19日、群馬県宇留賀副知事が来庁され、町長室にてしばらくの間、会談をさせていただきました。

6月20日、吾妻食品衛生協会の通常総会が開催され、出席し挨拶をしてまいりました。

6月23日、吾妻郡消防ポンプ操法大会が6年ぶりに中之条町にて開催され、激励と応援をしてまいりました。消防団員の日々の訓練の成果が発揮され、第4分団員が見事に3位に入賞し、第5分団についても支部長賞を受賞されました。また、個人賞でも指揮者を務めた第5分団の山口洋平君が表彰され、操法全体において草津町消防団の質の高さが評価されたものと思います。

次に、6月24日、西吾妻福祉病院組合の第2回臨時会が長野原町役場において開催され、出席をしてまいりました。

続いて、6月24日、リクルート関係者及び業界代表との懇談会が開催され、出席し挨拶をしてまいりました。

次に、6月25日、吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会と臨時会が中之条町において開催

され、出席をしてみいました。

6月28日、群馬県国保連合会の職員が来庁し、町長室において監査委員として令和5年度の決算の監査を行いました。

6月29日、第77回群馬県植樹祭が片品村の武尊牧場で開催され、参加をしてみいました。

6月30日、第32回浅沼杯空手道大会が総合体育館で開催され、開会式において選手たちへの激励の挨拶をしてみいました。

次に、7月1日、長野県山ノ内町で横手山・志賀山の開山祭が行われましたが、代理出席としました。

7月2日、草津温泉感謝祭第78代女神に川村いぶきさんが選ばれ、町長室において認証式を行いました。

7月2日、株式会社中央文化社代表取締役及び編集長、全国町村議会議長会議事調査部長が来庁し、議員研修誌「地方議会人」、2021年5月号「女性議員の受けるハラスメント」の特集号にわたり、元町議の性被害疑惑の調査も行わず、誤解を招くような文章を掲載したことについて、町長及び草津町議会議員におわびしたいということで、町長室にて議長と湯本議員と共に謝罪を受けました。

次に、7月3日、旅行エージェント及びマスメディア関係者をお招きし、草津温泉観光プロモーションの開催をいたしました。「草津町の取り組み」と題したテーマで私のほうから講演を行い、参加された多くの旅行エージェント及びメディアの方々から大変高い評価をいただきました。また、当日は、天狗山パルスゴンドラの試乗やクリスタル天、温泉門の視察も併せて行いました。

次に、7月4日、第74回社会を明るくする運動の関係で、草津町の保護司会と更生保護女性会長が来庁され、役場大会議室にてメッセージの伝達を受けました。

次に、7月4日、岐阜県中津川の商工会議所の会頭が来庁され、観光で発展する草津町のことに大変関心を持ち、それらについて情報交換を行いました。

次に、7月5日、原水爆禁止国民平和行進団が草津町を訪問され、教育長が対応をいたしました。

7月5日、人事異動に伴い新旧中之条税務署長が来庁され、挨拶を受けました。

次に、7月8日、渇水期における安定的な水源確保を目的として、6月から着工していた長笹沢川の取水増強工事が完成いたしました。工事は、口径100ミリの導水管2本を約600メートルの延長で敷設したもので、一部急峻な山岳地帯にもかかわらず、当工事を最優先にし

ていただいた管工事協力会の皆様には、改めて心からの感謝を申し上げる次第であります。

完成後の通水試験では、十分な原水流入量が確保できており、来春の渇水期に向けた水不足対策は順調に進んでいることを報告いたします。

次に、7月8日、温泉まちづくり研究会が主催する第1回研究会がホテルヴィレッジにおいて開催され、「草津温泉百年の計」と題して講演を私が行ってまいりました。会場に集まった40名の参加者は、熱心に私の講演を聞いていただきました。

次に、7月11日から12日にかけて、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会が熊本県合志市において開催され、私の代わりに副町長に代理出席をさせました。総会では、協議会を構成する全国の11市とハンセン病療養所に関する意見交換がなされたそうでございます。

次に、7月16日、海外姉妹都市交流事業の草津中学校ホームステイに関わる壮行会が町長室にて行われ、派遣生徒たちへの激励のメッセージを送りました。

次に、7月18日、群馬県町村会が来庁し、町長室にて、監査のため令和5年度決算の監査を私が行いました。

次に、7月19日、長野県野沢温泉村の富井村長が来庁し、上信越高原国立公園トレイルの構想案についての概要説明と、同トレイル設置期成同盟会の構成員との協力要請を受けまして、これには参加するつもりであります。

次に、7月25日、非核平和行進団自治体要請団が草津町を来庁され、愛町部長が対応をいたしました。

次に、7月29日、令和6年度上信自動車道建設促進期成同盟会の総会が東京の自由民主党本部において開催され、副町長に代理出席をしていただきました。

次に、7月30日、品木ダム水質管理所長が来庁され、国土交通省関東地方整備局としての能登半島地震対応などの説明と報告を受けました。

次に、7月31日、西吾妻安全安心まちづくり連絡会の総会が長野原町役場において開催され、出席をしてまいりました。

次に、8月1日、第78回草津温泉感謝祭の開催に当たり、湯善神参拝の神事に出席し挨拶をしたほか、観光協会が主催した式典に出席してまいりました。翌日の2日に開催された懇親会では、群馬県津久井副知事をはじめ、官公庁、報道機関、エージェントなど多くの方々に参加をいただき、実りある情報交換ができました。

次に、8月上旬の大雨と台風7号における気象庁等からの情報を踏まえ、町として災害警戒準備室を設置し対応をいたしました。

町内においては、8月4日の大雨の影響によって湯川が氾濫し、泉水通りの複数の事業所で床上浸水が起きました。また、台風被害はなかったものの、雨量の蓄積によって前口区の町道の一部で路肩の崩落が発生するなどの被害がありました。現在、復旧作業等を緊急で進めているところを報告いたします。

次に、8月3日、「第76回草津町二十歳のつどい」が音楽の森コンサートホールで挙行され、二十歳を迎える46名が出席し、町長としてお祝いの式辞を述べてまいりました。

次に、8月8日、群馬県知事と町村長との意見交換会が前橋市において開催され、草津町として産業経済に係る観光施策について知事と意見交換をしてまいりました。

次に、8月14日、第22回草津町親善バレーボール大会が総合体育館で開催され、開会式に出席し挨拶をしてまいりました。

8月15日、神奈川県から県議会議員と関係者の表敬訪問があり、町長室において情報交換を行いました。

8月15日、群馬県山本一太知事が来庁され、町長室において会談を行いました。

次に、第44回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバルが、8月17日から30日までの14日間にわたり開催され、開校式では歓迎の挨拶をし、その後、ウエルカムパーティーが去年逝去された西村朗さんを偲ぶ会に改まったため、追悼の辞を述べてまいりました。

また、27日には、草津国際音楽協会の松浦代表理事との懇談会に出席をしてまいりました。今回の入場者数は5,099人となり、盛況のうちに終了しました。昨年が5,025人ですから、少し増えたという感じであります。

次に、8月21日、國學院大學の観光まちづくり学部の学生27人が来庁し、大会議室において「草津温泉百年の計」と題した町づくりをテーマに、恒例となった講演を私のほうが行いました。学生は、熱心に私の話を聞いていただきました。

次に、8月23日、西吾妻暴力追放推進協議会の通常総会が長野原警察署で開催され、当協議会の委員長として出席し、会議を実施してまいりました。

次に、8月25日、砂防事業促進議員連盟の懇談会が北軽井沢において開催されて、出席をしてまいりました。砂防議連会長の現在の鈴木財務大臣や小渕衆議院議員をはじめとする国会議員が多数おいでになり、吾妻郡選出の県議会や、そして吾妻の町村長並びに議長ら38名が参加し、砂防事業や土砂災害の対応に係る情報交換を行ってまいりました。

次に、8月26日、火山防災の日に合わせて、今年の秋に予定している草津白根山中央登山道の限定再開に向けて、監視員や役場職員らと共に、実地検証を行ってまいりました。この日

は、登山参加者の人数確定を行うため、町長として現地に入りました。

中央登山道の限定開通につきましては、先々月、草津白根山の規制範囲内への侵入があった際の町の考え方について、テレビ局の取材に対して、この秋に実施する予定であることを伝えております。

さらに、東京工業大学が主催した遠隔ドローンにより、安全に草津白根山を観測する実験を行ったことでも分かるように、何よりも優先すべきは安全対策という一貫した方針の下、限定再開に向けて、今後は避難用シェルターの再整備、看板や柵、入りロゲートの設置など、ハード面での安全対策を進める予定でおります。現場に即した避難訓練を行うなどした上で、9月下旬から年内にかけて10日ほどのプレミアム的な再開通を実施したいと考えております。各位のご協力をお願いいたします。

8月27日、吾妻郡町村会定例会、広域理事会及び広域議会、吾妻環境施設組合議会が中之条町において開催され、出席をまいりました。

8月27日、群馬県宇留賀副知事が来草され、意見交換を行いました。

なお、台風10号への対応でありますけれども、8月28日、特別警報級となった大型の台風10号に関しては、進路予想に不確実性があり対応に苦慮しましたが、町長として災害警戒準備室を設置し、翌日29日には部課長に対して、職員の出動配備体制とともに、施設や設備点検、土のうなどの準備のほか、避難所の開設を含めた事前準備と、要配慮者や高齢者の安全確保の準備など具体的に指示をいたしました。

結果的には、大きな被害や事故はありませんでしたが、今後も引き続き安全対策には万全を期してまいりたいと思います。

以上、行政報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長の行政報告が終わりました。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、私から議会関係の報告をいたします。

6月14日、草津温泉観光協会の定時社員総会が天狗山レストハウスで開催され、出席をいたしました。

6月15日、国土交通省主催の振子沢砂防堰堤竣工式が天狗山レストハウスにおいて開催され、議員各位が出席し、挨拶をさせていただきました。また、式典終了後に議員各位が殺生に完成した砂防堰堤の現地見学をいたしました。

6月21日、役場大会議室において令和6年度草津町スポーツ協会総会が開催され、挨拶を行ってまいりました。

6月23日、吾妻郡消防ポンプ操法大会が中之条町で開催され、応援をしてまいりました。

6月24日、西吾妻福祉病院管理運営協議会が長野原町役場において開催され出席し、終了後、西吾妻福祉病院組合議会臨時会に出席をしてまいりました。

同日、社会福祉法人にしあがつま福祉会評議員会が長野原町役場で開催され、金丸副議長と上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

6月25日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会臨時会が中之条町役場で開催され、金丸副議長と出席し、終了後、吾妻郡林業振興協会総会に出席をいたしました。

7月2日、伊豆の国市議会から議員4名が視察研修に来草され、対応をいたしました。

同日、株式会社中央文化社代表取締役社長及び編集長、全国町村議会議長会議事調査部長が来庁し、議員研修誌「地方議会人」、2021年5月号「女性議員の受けるハラスメント」特集号の巻頭言に対し、町長及び草津町議会に対しおわびをしたいということで、町長室にて町長及び湯本議員と共に謝罪を受けました。

7月3日、草津温泉観光プロモーション懇親会がホテル高松で開催され、挨拶をしてまいりました。

7月5日、原水爆禁止国民平和実行委員会吾妻地区実行委員会が訪問され、対応をいたしました。

7月8日、温泉まちづくり研究会 in 草津がホテルヴィレッジで開催され、出席をいたしました。

7月10日から12日にかけて、令和6年度全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会が熊本県合志市を会場に開催され、副町長と共に出席をしてまいりました。

7月22日、吾妻環境施設組合決算審査が東吾妻町役場で実施され、審査を行ってまいりました。

ここで、7月26、27日に、神奈川県葉山町主催の町民海水浴レセプションに参加ということで、議員各位が参加していただきましたが、私の不注意によりまして、途中で救急車で運ばれるというようなハプニングがありまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。そして、救急病院におきまして、受入病院が草津になれば退院させないということだったので、町長が大変気を遣っていただきまして、町長車で町長が付き添っていただき、西吾妻福祉病院へ帰ってくることができました。これにつきましては、葉山町に大変ご迷惑をかけたとともに

に、町長及び副議長が対応していただき、葉山町議員との交流ができたということを報告を受け、大変私の不注意につきまして、議員の皆様方にはご迷惑をかけたことをこの席でもう一度、改めて御礼とおわびを申し上げます。本当にご迷惑かけました。ありがとうございました。

7月30日、那須塩原市議会から議員3名が視察研修に来草され、対応をいたしました。

8月1日、草津温泉感謝祭湯善神参拝が光泉寺で開催され、出席をいたしました。また、翌8月2日に草津温泉感謝祭懇親会がホテル高松で開催され、議員各位と出席をいたしました。

8月3日、「第76回草津町二十歳のつどい」が草津音楽の森国際コンサートホールにて開催され、議員各位が出席し、お祝いの挨拶をさせていただきました。

8月8日、西吾妻衛生施設組合の決算審査が嬭恋村役場で実施され、金丸副議長が出席し、審査を行ってまいりました。

8月17日、第44回草津夏期国際音楽アカデミー&フェスティバルの歓迎パーティーが草津天狗山レストハウスで開催され、議員各位と出席をいたしました。

8月23日、西吾妻暴力追放推進協議会通常総会が長野原町住民総合センターで開催され、出席をいたしました。

8月25日、砂防事業促進議員連盟懇談会が軽井沢高原ゴルフ倶楽部で開催され、町長と共に出席をいたしました。

8月27日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町で開催され、金丸副議長と出席をし、終了後、吾妻環境施設組合議会定例会に出席をいたしました。

8月30日、重監房資料館運営委員会が栗生楽泉園重監房資料館で開催され、上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

◎議案第1号～議案第8号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案の上程をいたします。

お諮りします。初めに、議案第1号から議案第8号までの決算議案につきまして、一括上程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までについては、一括上程することにいたしました。

続きまして、議案に係る説明を願います。議案第1号から順次願います。

会計管理者から議案第1号から議案第8号まで説明をお願いします。

〔会計管理者 一場礼子君 登壇〕

○会計管理者（一場礼子君） それでは、決算書の議案説明をしたいと思います。

議案第1号 令和5年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度草津町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額67億7,069万196円、歳出決算額65億8,469万701円、歳入歳出差引残額1億8,599万9,495円、内1、地方自治法施行令第146条による繰越明許費の財源繰越921万2,000円、内2、地方財政法第7条第1項による基金積立額1億円、内3、翌年度繰越額7,678万7,495円となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、空色の表紙となります。

議案第2号 令和5年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額7億5,421万6,520円、歳出決算額7億864万6,461円、歳入歳出差引残額4,557万59円、内1、地方財政法第7条第1項による基金積立額3,807万59円、内2、翌年度繰越額750万円となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、ピンクの表紙をおめくりください。

議案第3号 令和5年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額5億9,890万2,506円、歳出決算額5億4,615万9,262円、歳入歳出差引残額5,274万3,244円であり、同額を翌年度に繰越しをしたいというものになってございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、紫の表紙となります。

議案第4号 令和5年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

歳入決算額1億4,294万1,672円、歳出決算額1億3,860万6,555円、歳入歳出差引残額433万5,117円、この会計につきましても、同額を翌年度に繰越しをしたいというものになってございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、グレーの表紙となります。

議案第5号 令和5年度草津町公共下水道事業特別会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度草津町公共下水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと、目次がございます。

さらに1枚おめくりをいただきまして、1ページ、2ページ、令和5年度草津町公共下水道事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第1款公共下水道事業収益、予算額2億9,374万5,000円、決算額3億961万3,793円、予算額に比べ決算額の増減が1,586万8,793円であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益、第3項特別利益でございます。

続きまして、支出ですが、第1款公共下水道事業費用で、予算額2億5,065万1,000円、決算額2億3,488万3,799円、不用額1,576万7,201円であり、内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費となっております。

1枚おめくりをいただきまして、3ページ、4ページの資本的収入及び支出をご覧ください。

初めに、収入です。

第1款公共下水道事業資本的収入、予算額7億8,375万6,000円、決算額2億6,680万5,000円、予算額に比べ決算額の増減は5億1,695万1,000円の減であります。

内訳といたしましては、第1項企業債、第2項補助金、第3項負担金等でございます。

続きまして、支出ですが、第1款公共下水道事業資本的支出、予算額8億4,834万5,000円、決算額3億701万4,372円、翌年度繰越額5億1,700万円、不用額2,433万628円であり、内訳といたしましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項予備費となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,020万9,372円は、当年度分消費税資本的収支調整額887万6,664円及び特別会計からの引継金3,133万2,708円で補填をいたしております。

なお、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定による特例的収入は4,270万円、支出は2,587万5,224円となっております。

このことから、当年度末処分利益剰余金は6,153万6,723円であり、8ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、9ページ、10ページに添付されております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、黄緑の表紙となります。

議案第6号 令和5年度草津町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度草津町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと目次がございます。さらに1枚おめくりをいただきまして、1ページ、2ページ、令和5年度草津町水道事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第1款水道事業収益、予算額2億5,233万1,000円、決算額2億6,473万4,811円、予算額に比べ決算額の増減は1,240万3,811円であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益、第3項特別利益でございます。

続きまして、支出ですが、第1款水道事業費用、予算額2億919万3,000円、決算額1億8,960万7,727円、不用額1,958万5,273円であり、内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費となっております。

1枚おめくりをいただきまして、3ページ、4ページの資本的収入及び支出になります。

初めに、収入ですが、第1款資本的収入、予算額688万6,000円、決算額705万5,600円、予算額に比べ決算額の増減は16万9,600円であります。

内訳といたしましては、第2項給水分担金、第3項他会計負担金、第4項長期貸付金返還金でございます。

続きまして、支出ですが、第1款資本的支出、予算額1億1,363万6,000円、決算額1億1,155万7,140円、不用額207万8,860円となっております。

内訳といたしましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項予備費となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億450万1,540円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額877万1,820円及び過年度分損益勘定留保資金9,572万9,720円で補填をしております。

このことから、本会計の当年度純利益は6,478万8,102円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度末処分利益剰余金は3億6,974万2,335円であり、8ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、9ページ、10ページに添付しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、水色の表紙となります。

議案第7号 令和5年度草津町温泉温水供給事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度草津町温泉温水供給事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと目次がございます。さらに1枚おめくりをいただきまして、1ページ、2ページ、令和5年度草津町温泉温水供給事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出で、まず収入です。

第1款温泉温水供給事業収益、予算額4億9,666万円、決算額5億6,183万4,984円、予算額に比べ決算額の増減は6,517万4,984円であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益、第3項特別利益でございます。

続きまして、支出ですが、第1款温泉温水供給事業費用、予算額4億8,884万5,000円、決算額4億2,263万5,022円、不用額6,620万9,978円でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費となっております。

1枚おめくりをいただきまして、3ページ、4ページの資本的収入及び支出をご覧ください。

初めに、収入ですが、第1款資本的収入、予算額5,994万円、決算額1億1,252万円、予算額に比べ決算額の増減5,258万円でございます。

内訳といたしましては、第1項給湯分担金、第2項長期貸付金償還金でございます。

続きまして、支出ですが、第1款資本的支出、予算額8億3,834万4,000円、決算額7億9,216万2,845円、不用額4,618万1,155円となっており、内訳といたしましては、第1項建設改良費、第2項予備費でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億7,964万2,845円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,175万9,560円及び過年度分損益勘定留保資金2億630万8,733円、当年度分損益勘定留保資金8,727万9,242円、建設改良積立金3億6,429万5,310円で補填をいたしました。

このことから、本会計の当年度純利益は7,589万5,996円となり、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は13億8,614万724円であり、議会の議決による処分額を差し引きまして5億2,184万5,414円を8ページの案のとおり、翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、9ページ、10ページに添付されております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、黄色の表紙となります。

議案第8号 令和5年度草津町千客万来事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度草津町千客万来事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりをいただきますと、目次がございます。さらに1枚おめくりをいただきまして、1ページ、2ページ、令和5年度草津町千客万来事業決算報告書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出で、まず収入ですが、第1款千客万来事業収益、予算額3億4,958万4,000円、決算額3億2,023万6,628円、予算額に比べ決算額の増減は2,934万7,372円の減であり、内訳といたしましては、第1項営業収益、第2項営業外収益でございます。

続きまして、支出ですが、第1款千客万来事業費用、予算額1億8,296万1,000円、決算額

1億7,819万3,151円、不用額476万7,849円で、うち留保資金を除く決算額は4,998万2,868円となっております。

内訳といたしましては、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費となっております。

1枚おめくりをいただきまして、3ページ、4ページの資本的収入及び支出となります。

初めに、収入ですが、第1款資本的収入、予算額7億925万1,000円、決算額7億925万円、予算額に比べ決算額の増減は1,000円の減であり、内訳といたしましては、第1項企業債、第2項固定資産売却代金、第3項長期貸付金返還金、第4項補助金となっております。

続きまして、支出ですが、第1款資本的支出、予算額10億6,636万円、決算額10億5,756万4,000円、翌年度繰越額206万4,000円、不用額673万2,000円となっております。

内訳といたしましては、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項他会計長期借入金償還金であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,831万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしております。

このことから、本会計の当年度純利益は7,843万314円となり、前年度繰越欠損金を加えた当年度未処理欠損金は13億3,569万4,756円であり、この未処理欠損金を8ページの案のとおり翌年度の繰越欠損金とするものでございます。

なお、貸借対照表につきましては、9ページ、10ページに添付されております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 会計管理者におきましては、8会計につきまして報告をいただきました。

ここで暫時休憩をいたします。10分間の休憩で、ちょうど11時に始めたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

それでは、議案第1号から議案第8号までについては決算議案であります。

ここで、浅香代表監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

浅香監査委員。

〔代表監査委員 浅香 勝君 登壇〕

○代表監査委員（浅香 勝君） それでは、ご報告申し上げます。

草津町監査基準に基づき、令和5年度草津町決算審査意見書のご報告をさせていただきます。

なお、意見書については、前もって皆様のお手元に配付されておりますので、要点の説明にて報告に代えさせていただきます。

審査の対象ですが、地方自治法に基づく一般会計並びに特別会計3会計並びに地方公営企業法の財務を適用する企業会計4会計の合計8会計であります。

審査の期間は、令和6年7月23日から8月6日までであり、審査の手続、結果については2ページ、また決算規模、決算収支につきましては3ページ、4ページをご覧ください。予算の執行状況については5ページ、6ページをご覧ください。

草津町8会計の根幹をなす一般会計における収支状況については、歳入面で前年と比較して町税が若干増加傾向となり、収入未済額については、全体として前年比約85%とさらに圧縮され、過去の推移からも徴収率は比較的高い水準にあり、努力の成果が現れているものと思います。

歳出については、長年の懸案でありました草津温泉入り口における渋滞解消のための立体交差及び温泉門事業を進めると同時に、子育て世代及び高齢者施策を充実させるなど昨年度を上回る規模となっております。また、補助金、交付金を適宜適切に導入活用し、結果として、臨時財政対策債の年度末残高は財政調整基金を下回る結果となっております。

今後、ますます増加するお客様を迎え入れるためのハード面と、町民が安全・安心に暮らせるソフト面のバランスを取りながら、行財政運営を展開していただきたいと思います。

続いて、財政の構造については7ページ、8ページのとおりであります。

一般会計における財政構造の弾力性を判断する主要財務比率及び人件費比率については9ページをご覧ください。

資金事情についてであります。草津町のブランド力を向上させる施策を講じながら、町民生活を支える福祉行政や保険事業などについても充実させる取組を基本とする運営がなされております。

基金については、昨年度の決算額に比べ若干増加しております。しかしながら、今後の経済の不透明さを考慮すると、国・県等の動向を注視し、主要財源の安定確保を念頭に置きながら、中長期的な視点で持続可能な行財政運営を望むものであります。

それでは、各会計について報告をさせていただきます。

一般会計については、10ページ、11ページをご覧ください。

一般会計における歳入の要となる町税の調定額は、全体で前年比102.19%となり、特に現年分において個人及び法人町民税並びに入湯税が顕著に伸びております。同様に、収入額についても上昇しております。これは、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、旅行需要の回復などによる経済活動の影響もありますが、徴収事務努力の成果が反映されたことと高く評価をしたいと思います。不納欠損額については、今年度、若干の増加となりましたが、過去の実態調査に基づく滞納処分の実行停止による法に基づく適切な措置であったと判断いたします。今後も実態調査等を踏まえ、公平公正な財源確保の面からも、引き続き適切な債権管理を実施していただきたいと思います。

歳出については、子育て世代や高齢者施策の充実に努めていただくとともに、福祉と観光を中心とした町づくりを進めていただきたいと思います。

次に、国民健康保険会計については12ページをご覧ください。

国保加入状況については、人口減少に加え、後期高齢者医療への移行により加入率は減少しているものの、医療費については、増加傾向にあります。昨年までは、コロナ禍の影響で受診控えがあったためと推察されますが、予防、健康づくりを強力に推進し、保険者努力支援制度を積極的に活用するなど医療費の削減に努めるよう望むものであります。

滞納問題については、若干増加傾向が見受けられますが、高額滞納者の慢性化の解消など、今後においても関係各課と連携し、滞納額の削減に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険会計については、13ページであります。

高齢化率については、緩やかな減少傾向にあるものの、75歳以上においては、増加傾向にあります。今後も高齢化率はますます進むものと考えられ、介護予防事業をより効果的に推進していただき、給付費の抑制に努めていただきたいと思います。

この会計の滞納額は減少となりましたが、不納欠損額は増加しており、未納者に対しては、将来的にサービスの給付制限があることを周知徹底し、新たな未納者の発生につながらないよう、丁寧な説明と積極的な滞納対策を講じていただくよう望むものであります。

後期高齢者医療特別会計については、14ページのとおりであります。

高齢化により、対象者は今年度も増加しており、歳入歳出いずれも前年度を上回っております。特に医療費は、今年度13億円を超える高額となっており、1人当たりの給付額も増額となっております。団塊の世代が後期高齢者医療に移行する2025年問題も間近に迫っており、また、高度医療の発達など医療費についても、さらに増加することが予想されます。今後も引き続き各種検診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど医療費適正化対策に取り組み、健全な運営を講じていただきたいと思います。

次に、16ページ、公共下水道事業会計であります。

本会計につきましては、今年度より地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計へ移行となりました。財務諸表等を作成することで、財政状況や経営成績を的確に把握できるようになりましたが、これから先、数年にわたり処理場再構築事業並びに現有施設の老朽化に伴う維持管理費等、大規模な設備投資が見込まれることと推測されることから、さらなる経費の節減を図り、健全経営を望むものであります。

次に、17ページ、水道会計であります。

今年度は観光事業が伸びたことに加え、前口簡易水道が統合となり、純利益が前年対比で135.38%となりました。滞納についても、関係各課との連携の下、悪質な場合には、給水停止処分を実施するなど、毅然とした態度で臨むなど徴収努力が見受けられます。しかしながら、3月の観光関連の給水需要急増と渇水期が重なり、計画断水を実施せざるを得ない状況となったことから、新たな水利の活路を見いだすとともに漏水対策を行い、今後とも良質な水道水の安定供給と将来にわたり健全経営に向けて一層の努力を要望いたします。

次に、温泉温水供給事業会計は18ページであります。

本会計の事業収益においては、温泉給湯収益は前年度とほぼ同程度、温水給湯収益は前年度対比106.7%と堅調な伸びを見せております。

建設改良事業についても、老朽化に伴う温水管の敷設替え工事を道路改良などの工事と並行して効率的に実施するなど、業務の効率化を図ることができております。その結果、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準である100%を上回っております。また、一昨年発生した万代鉱源泉の湯量減衰については、早急な本設工事や貯湯タンクの新設等を行うなど安定した温泉温水の供給に努めていることを高く評価したいと思います。

次に、千客万来事業会計は19ページ、20ページであります。

本会計は、指定管理者である草津観光公社からの使用料が主な収益となることから、指定管理会社の経営基盤の盤石化が重要な会計であります。一昨年より進めている通年型で楽し

める山岳リゾートへの変貌を見据えたパルスゴンドラ天狗の運行や、天狗山山頂に建設した展望レストランをオープンさせるなど戦略的な投資を進めており、経営の健全性を示す経常収支比率は144.1%と健全経営の水準とされる100%を大きく上回っております。今後においても、町の主要観光施設の管理運営を担っている責任感の下、徹底した経営分析を行い、健全経営の推移及び財源確保に向けた自主的な取組を進めるよう指定管理者への働きかけを強く要望するものであります。

結びについては、21ページ、22ページをご覧くださいと思います。

以上をもちまして、令和5年度草津町決算審査意見書の報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で決算審査報告を終了いたします。

◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） ここで関連もございます報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について報告願います。

総務課長、報告願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第1号について朗読と説明をさせていただきます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、健全化判断比率報告書をつけさせていただいております。これにて説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について次のとおり報告します。

記といたしまして、左側より実質赤字比率及びその隣の連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため算定されておられません。次の実質公債費比率4.1%、次の将来負担比率、こちらはマイナス値となったため算定されておられません。

以上の4つの健全化指標につきましては、いずれも良好な結果となっております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記といたしまして、上から水道事業会計、公共下水道事業特別会計、温泉温水供給事業会計、千客万来事業会計、いずれの会計につきましても資金不足が生じていないため資金不足比率は算定されず、良好な結果となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、次に浅香代表監査委員から監査委員報告をお願いいたします。

〔代表監査委員 浅香 勝君 登壇〕

○代表監査委員（浅香 勝君） ご報告申し上げます。

令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

審査の実施日は、令和6年8月26日に実施をしております。

審査の結果でございます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、算定過程、計算処理に誤りはなく、算定の基礎となった証拠書類等も適正に整理されていることが認められました。また、算定された全ての財政指標については、良好な結果でありました。

今後も全会計はもとより、関係する外郭団体や一般事務組合等の総合的な健全財政の運営を推進するよう要望いたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で監査委員報告を終了いたします。

浅香代表監査委員さんには、大変長時間ありがとうございました。どうぞご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔代表監査委員 浅香 勝君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、議案第1号から議案第8号までの決算認定議案につきましては、それぞれ十分にご検討いただき、最終日の本会議において審議することといたしますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第9号～議案第23号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いてお諮りします。議案第9号から議案第23号までについて一括上

程することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第23号までについては、一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明をお願いします。

議案第9号から順次お願いします。

議案第9号、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第9号について朗読と説明を申し上げます。

議案第9号 草津町議会議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

草津町議会議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、1ページから5ページにわたりまして、今回制定しようとする条例の告示文の案となっております。

さらに1枚おめくりいただきまして、6ページ、制定理由及び要旨にて説明を申し上げます。

制定理由及び要旨。

本議案は、草津町における選挙において、立候補の機会を多くの人に関することを旨とし、公職選挙法の規定に基づき、立候補者の選挙運動費用の一部を、草津町が一定の範囲で公費負担するための選挙公営について、必要な事項を定めるために本条例を制定しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号について、税務課長、説明をお願いします。

〔税務課長 熊川一記君 登壇〕

○税務課長（熊川一記君） それでは、議案第10号について朗読及び説明いたします。

議案第10号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

草津町税条例（昭和37年草津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正条例案がございます。

今回の改正案では、税条例第34条の7、寄附金税額控除等の改正となります。

さらに1枚おめくりいただきますと、改正理由をつけておりますので朗読し、説明いたします。

国において、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が全部改正として公布されたことにより、当該改正法に関連した所得税法の改正に対応するため、税条例を整備するものとなります。

具体的には、所得税法第78条に規定する「特定公益信託の信託財産にするために支出した金銭」を、「公益信託事務に関連する寄附金」として定義を見直すものなどとなります。

また、3ページ以降につきましては、この改正条例に係る新旧対照表となっております。

以上が議案第10号を提出する理由となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第11号、こどもみらい課長、説明願います。

〔こどもみらい課長 高井洋一君 登壇〕

○こどもみらい課長（高井洋一君） それでは、議案第11号につきまして朗読と説明をさせていただきます。

議案第11号 草津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

草津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年草津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、告示文の案となっております。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページ、改正理由及び要旨にてご説明いたします。

改正理由及び要旨。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同令に従い条例で定める小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳の児童及び満4歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を変更するため、この条例を改正するものです。

3ページ、4ページについては、新旧対照表となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第12号、住民課長、説明願います。

〔住民課長　堀田高史君　登壇〕

○住民課長（堀田高史君）　それでは、議案第12号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第12号　草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

草津町国民健康保険条例（平成18年草津町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきますと、改正条文の写しがございます。

2ページ目をご覧ください。

改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、令和6年12月2日より被保険者証が廃止されることに伴い、条文を整理する必要があるため、条例案を提出するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第13号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長　田中　浩君　登壇〕

○企画創造課長（田中　浩君）　それでは、議案第13号について朗読と説明を申し上げます。

議案第13号　草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。今回の条例の改正案となっております。

さらに1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。改正理由と要旨についてご説明申し上げます。

改正理由及び要旨。

草津温泉バスターミナルにおいては、利用者の移動円滑化及び公共交通の玄関口にふさわしい景観形成を図るため、乗降場並びにエレベーターの整備を進める中、平成27年3月31日に草津温泉バスターミナル株式会社からバスターミナル事業を譲受して以降、使用料を据え置いてきましたが、施設整備に係る投資費用や、今般の物価高騰を鑑み、施設の安全かつ安定的な維持管理に資するため、一般乗合旅客自動車運送事業者から徴収する発着料を改定す

るものとなっております。

また、今回の改正に併せまして、草津温泉バスターミナルに併設されている草津町温泉資料館及び草津町立温泉図書館の設置及び管理に関する条例と重複する施設に係る規定及び草津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例と重複する指定管理の指定の手続に係る規定につきまして整理をするものとなっております。

以降３ページからは新旧対照表となります。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　引き続きまして、議案第14号、総務課長、説明願います。

〔総務課長　石坂恒久君　登壇〕

○総務課長（石坂恒久君）　それでは、議案第14号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第14号　令和６年度草津町一般会計補正予算（第３次）。

令和６年度草津町の一般会計補正予算（第３次）は、次に定めるところによる。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億５,７２７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５４億３,８２８万１,０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和６年９月２日提出、草津町長、黒岩信忠。

１枚おめくりいただきまして、１ページ、第１表の歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入でございます。

１款町税１,１１９万９,０００円の減額。

１０款地方特例交付金２,５０５万６,０００円の増額。

１１款地方交付税２億２,４７７万２,０００円の増額。

１５款国庫支出金５５４万２,０００円の減額。

１６款県支出金７００万円の増額。

21款諸収入1,618万3,000円の増額。

22款町債100万円の増額。

右側、2ページ、歳出について申し上げます。

2款総務費1億9,072万1,000円の増額。

3款民生費1,246万6,000円の増額。

4款衛生費2,685万2,000円の増額。

6款農林水産業費22万2,000円の増額。

7款商工費851万7,000円の増額。

8款土木費1,174万2,000円の増額。

9款消防費560万円の増額。

10款教育費81万3,000円の増額。

12款予備費33万7,000円の増額。

歳入歳出それぞれに2億5,727万円を増額しまして、歳入歳出それぞれを54億3,828万1,000円にしようとするものでございます。

続いて、1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為について説明を申し上げます。

事項は、戸籍総合システム管理事業でございます。

期間は、令和6年度から令和7年度まで。

限度額は1,599万4,000円でございます。

続いて、その下、第3表 地方債補正について説明を申し上げます。

起債の目的、限度額の補正について申し上げます。

臨時財政対策債。

1,000万円の限度額につきまして、これを国による発行可能額の確定に伴い1,100万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第15号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第15号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第15号 令和6年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）。

令和6年度草津町の国民健康保険特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ195万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,726万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、3款国庫支出金で26万9,000円の増額。

7款繰入金で168万7,000円の増額。

右欄、2ページの歳出でございますが、1款総務費で105万2,000円の増額。

5款保健事業費で40万4,000円の増額。

8款諸支出金で50万円の増額。

歳入歳出それぞれ195万6,000円を増額し、補正後の予算総額を7億7,726万7,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第16号、住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第16号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第16号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）。

令和6年度草津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,624万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、6 款諸収入で50万円の増額。

右欄、2 ページの歳出でございますが、4 款諸支出金で50万円の増額。

歳入歳出それぞれ50万円を増額し、補正後の予算総額を1 億4,624万7,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第17号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第17号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第17号 令和6 年度草津町水道事業会計補正予算（第1 次）。

第1 条 令和6 年度草津町水道事業会計の補正予算（第1 次）は、次に定めるところによる。

第2 条 令和6 年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入で、第1 款水道事業収益2,160万7,000円を増額し、総額を2 億6,873万1,000円に、収益的支出で、第1 款水道事業費用961万3,000円を増額し、総額を2 億2,282万円にしようとするものです。

第3 条 予算第4 条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2 億4,733万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,235万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2 億2,498万1,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入の補正はございません。

支出で、第1 款資本的支出4,050万円を増額し、総額を2 億4,783万7,000円にしようとするものです。

第4 条 予算第5 条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

（1）職員給与費237万9,000円を増額し、5,158万5,000円にしようとするものです。

令和6 年9 月2 日提出、草津町長、黒岩信忠。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第18号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第18号について朗読と説明を申し上げます。

議案第18号 令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）になります。

第1条 令和6年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度草津町千客万来事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入ですが、第1款千客万来事業収益、補正予定額38万3,000円を減額し、計3億6,372万8,000円とする。

次に、支出ですが、第1款千客万来事業費用、補正予定額48万3,000円を増額し、計2億7,006万4,000円とする。

第3条 予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億8,217万8,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,969万4,000円及び過年度損益勘定留保資金2億5,248万4,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、補正予定額4,807万円を増額し、計4億928万円とする。

おめくりいただきまして、次のページをご覧ください。

第4条 債務負担行為の追加、廃止は、次に定めるところによる。

1、追加。

事項におきましては、天狗山レストハウス建て替え分割第2号（基礎・本体工事）となっております。

期間は、令和6年度から令和7年度まで。

限度額におきましては3億1,912万円となっております。

次に、2、廃止ですが、事項におきましては、天狗山レストハウス建て替え分割第3号（本体工事）になります。この全ての事項において廃止するものとなっております。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第19号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第19号について朗読、説明を申し上げます。

議案第19号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所・氏名です。

草津町大字草津19番地22、有限会社大竹商店、代表取締役、大竹伸弥。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、9.08平方メートル。

給湯量、27リットル毎分。

施設名ですが、仮称で龍湯となっております。

1枚おめくりいただきますと、温泉引用調査報告書が参考資料として添付してございますので、ご覧いただければと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第20号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第20号について朗読、説明を申し上げます。

議案第20号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

新・旧、申請者の住所・氏名になります。

新、東京都港区赤坂2丁目5番1号9階、株式会社リブ・マックス、代表取締役、有山憲。

旧、前橋市元総社町194番地、株式会社群馬銀行、代表取締役、深井彰彦。

業種、ホテル経営。

源泉名、万代。

浴槽面積、4.62平方メートル。

給湯量、12リットル毎分。

施設名ですが、リブマックスリゾート草津アネックスでございます。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第21号、愛町部長、説明願います。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） 議案第21号でございます。

草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について。

草津町固定資産評価審査委員会委員1名が任期満了につき、地方税法第423条第3項の規定に基づき、次のとおり選任しようとするものであり、議会の同意を求める。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町固定資産評価審査委員会委員につきましては、3名の方に就任いただいておりますが、うち1名が任期満了を迎えることから、選任に関する同意を議会に求めるものでございます。

なお、選任のため同意を求める方につきましては、後ほど町長より提案がございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第22号、愛町部長。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） おめくりいただきまして、議案第22号でございます。

草津町教育長の任命につき同意を求めることについて。

草津町教育長が、令和6年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

草津町教育長が任期満了を迎えることから、任命に関する同意を議会に求めるものでございます。

任命のため同意を求める方につきましては、後ほど町長より提案がございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続き、議案第23号、愛町部長。

〔愛町部長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長（川島和武君） おめくりいただきまして、議案第23号でございます。

草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて。

草津町教育委員のうち1名が、令和6年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を

教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

教育委員につきましては4名の方に就任いただいておりますが、うち1名が任期満了を迎えることから、任命に関する同意を議会に求めるものでございます。

なお、任命のため同意を求める方につきましては、後ほど町長より提案がございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

それでは、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎総括質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、決算議案に係る総括質問を行います。

3番、有坂太宏議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 令和5年度決算総括質問を行います。3番、有坂太宏です。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染が2類から5類に移行され、コロナ禍以前の通常の生活が送れるようになりました。また、10月には、温泉門立体交差事業が完成し、観光されるお客様が多数お越しになり、入り込み数も370万人となりました。町長が掲げる「観光と福祉」が結果を表したものと思われま

す。職員をはじめ関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

それでは、幾つか決算に関わる総括質問をさせていただきます。

まず1つ目、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会についてお聞きします。

決算書52ページ、5款企画費の中、18節負担金において渋川・吾妻地域在来線活性化協議会負担金とあります。昨今、新聞報道において吾妻線の長野原草津口駅から大前間の存続問

題が報道されています。この協議会がどのような活動をしているのか、また草津町はこの協議会にどのように関わっているのかお聞かせください。

同時に、草津町でも婦恋高校に通学している生徒もいます。生徒の通学の足を守ることは必要ではないでしょうか。

吾妻線の存続に関し、町長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

2つ目、ベルツこども園運営事業について。

決算書78ページにベルツこども園運営事業があります。この中に、会計年度任用職員報酬（パート）にて600万円の記載があります。こども園の勤務状態からすると、フルタイムの職員がいても不思議ではないですが、決算書を見る限り、フルタイムがいない現状はどのようなになっているのか説明をお願いいたします。

会計年度任用職員の正規採用を求める運動が全国的に起こっておりますが、草津町ではこども園職員に対し、正規職員への登用はどのようにされているのかお聞かせください。

また、会計年度任用職員の更新において、全国では不利益を被る事例も報告されています。草津町の現状をお聞かせください。

3つ目、クリーンセンター運営事業について。

決算書98、99ページに、クリーンセンター運営事業の記載があります。クリーンセンターの老朽化が進み、毎年多額の修繕費が発生しています。（仮称）吾妻クリーンセンターも当初の開業予定よりも遅れています。今後も町のクリーンセンターは、修繕費の増加が予想されます。

吾妻クリーンセンターの進捗状況とともに、町のクリーンセンターの対応をお聞かせ願いたいと思います。

4つ目、有害鳥獣対策事業についてお聞きします。

決算書102ページに、有害鳥獣対策事業があります。昨今、高齢化により狩猟免許の返納が全国的に増え、問題となっています。草津町でも、狩猟免許の返納の話は耳にしています。町でも昨今、熊の目撃情報が増えています。人に対する被害がなく安堵しているところではありますが、前口地区においては、イノシシによる農作物の被害が多発し、対応を求める声も聞いております。

狩猟免許を取りたい方への補助金設立など、今後の有害鳥獣対策事業についてお聞かせください。

5つ目、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の不納欠損についてお聞きします。

国民健康保険は前年度より滞納額の増加が見られますが、一方介護保険に関しては前年度より減少はしています。

その一方で、国民健康保険と介護保険特別会計において不納欠損が多数見られています。介護保険に関しては、サービスの低下につながりが発生するおそれが懸念をもされています。

不納欠損を減少させる確実な納付対策を講じる必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

6つ目、国民健康保険特別会計について。

人口減少や後期高齢者医療保険への移行に伴い、加入率の減少があるとしていますが、現在の加入者数のご提示をいただきたいと思います。

歳入において、一般会計繰入金より5,000万円、基金繰入金より2,100万円の計上がされています。一般会計からの繰入金を行うと、国からの負担金（国庫負担金）が減額になるとされています。一般会計繰入金を減らし、積立基金の取崩し額を増やすことはできないのでしょうか。また、現在、国からの減額は行われているのかお示してください。

最後に、令和5年度の国保財政調整基金残高もお示しいただきたいと思います。

以上、総括質問とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の総括質問についてお答えをいたします。

吾妻地域在来線の活性化協議会についてということで、1点目の質問は、渋川吾妻地域在来線活性化協議会についての活動内容と草津町がどのように関わっているかとの内容であります。

この協議会については、先駆けとなったのが、新幹線期成同盟会が平成15年7月に解散となり、それに代わる形で新たに、渋川・吾妻地域のJR吾妻線及びJR上越線の活性化を推進し、両圏域の振興発展を図ることを目的に平成15年12月に設立をされました。

組織としては、市町村が渋川市、中之条町、そして長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町であり、行政機関及び団体では、群馬県、渋川伊香保温泉観光協会、吾妻観光連盟、JR東日本で構成されています。

その中で、草津町と高山村については鉄道駅はありませんが、住民並びに観光客の利用促進における重要な地域となっていることから、構成員として名を連ねております。

主な活動としましては、JR東日本（株）への要望活動や住民、観光客等への情報提供、

SNS等による情報発信、在来線活性化に向けたイベントの実施、関係機関との情報並びに意見交換及び現状把握等を行っております。

今後の吾妻線の存続についてですが、現在、吾妻線の利用は、少子化とともに下降の一途をたどり、特に長野原・嬭恋間の一部区間においては、年間4億円を超える赤字となっており、JR東日本高崎支社と関係する自治体が個別協議を行い、アンケート調査等の実態調査に入ったところであります。

草津町といたしましても、吾妻線の存続については、都市部への通勤通学や住民の生活に欠くことのできない足となっており、ひいては観光産業を支えてくれる交通路線として非常に重要だと認識しておりますので、今後も近隣町村と協議を続けてまいりたいと考えております。

なお、令和6年8月現在、草津町から嬭恋高校へ吾妻線を利用して通学している生徒はいないとの確認が取れておりますのでご承知おきください。

2点目の質問は、ベルツこども園における会計年度任用職員への処遇に関する内容であります。

こども園では、保育教諭の資格を有し、草津町職員試験に合格した者を町職員として採用し、保育士として国が示すこども園の配置基準を満たした人員配置となっております。

会計年度任用職員のパートタイムにつきましては、必要とする時間帯の勤務や家庭事情により勤務希望時間などに応じて勤めていただいております。

次に、会計年度任用職員の正規職員への登用であります。草津町では任用替えは実施しておりませんので、正規職員を希望される方は、採用試験を受けていただくことになります。

また、会計年度任用職員の更新については、草津町では一般会計年度ごとに公募し、客観的な能力実証に基づいて採用していることから、有坂議員が質問された全国で不利益を被る事例についての報告はありません。

3点目は、吾妻クリーンセンター、仮称でありますけれども、進捗状況と、町のクリーンセンターの老朽化に伴う多額の修繕費に関する質問であります。

最初に、（仮称）吾妻クリーンセンターの進捗状況ですが、現在、吾妻環境施設組合により、新ごみ処理施設建設に向けて事業を進めております。建設地である国有地については、7月29日に所有権移転登記が完了し、用地測量、地質調査、生活環境影響調査等が発注済みとなっております。

吾妻クリーンセンターの稼働時期については、令和12年度を目標としておりますが、検討

を重ね、少しでも早い稼働を目指しております。

次に、クリーンセンターの老朽化に伴う多額の修繕費についてであります。クリーンセンターは町の重要なインフラの施設であり、停止することのできない施設であることは間違いありません。老朽化したごみ処理施設の維持管理費用については、今後においても多額の費用を要することが見込まれております。限りある予算を有効に活用するため、施設整備については優先順位をつけ、ごみ処理が滞ることのないよう努めてまいるところであります。急破等の緊急整備が発生する可能性が高いことについてもご理解をしておいていただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、引き続き事業者や一般家庭を問わず、ごみの分別、減量化に協力をいただき、持続可能な社会環境を引き継ぐための施策について力を入れていく所存であります。

過日、町村会がありまして、クリーンセンターの方向づけについて何案か出てまいりまして、大変恐ろしい金額が提示されまして、これは最初の約束と私は違うということで、議論しようと言いましたら、管理者であります東吾妻の町長が友達の葬儀ができて弔辞を読まなきゃならないので、今日は会議はこれで失礼すると、会議にならなかったんです。副町長がいましたけれども、東吾妻の、首長が判断して、意思決定しなければならないところに当事者がいないということは極めて異例なことであり、改めて首長同士でどういうスタイルのものをつくるかということ、私は申し上げてあるんですけども、途中でまた違う方向に動いてしまうというような繰返しをしております。大変遺憾に思ひますけれども、やはり町民負担にもなりますから、私の考えはシンプルで、維持費がかからないクリーンセンターを目指すべきだということで、私のほうからその東吾妻のいない首長に対して、意見を述べてくれという、私が仕切る立場じゃないんですけども、全員が草津町長の考えに賛同するということとなっておりますので、引き続きまた協議をしていかなきゃならないと思ひます。

次に、4点目の質問は、6款農林水産業費における有害鳥獣対策についてであります。お尋ねのとおり、決算書102ページに記載がありますように、令和5年度においては有害鳥獣対策事業に係る経費として260万2,000円の決算額となっており、令和4年度が303万2,000円、令和3年度が251万8,000円と推移しており、経費のほとんどは有害鳥獣の捕獲実施委託費が占めております。

当町に限らず、全国的な問題として熊やイノシシなどの出没情報が増え、農作物被害にとどまらず、昨今では人的被害が増加しているものと受け止めております。

草津町においても、日々、大型鳥獣の目撃情報が寄せられている状況下にあります。草津町においては、草津町猟友会との強い連携と協力により速やかな対応を措置していることから、幸いにも人的被害等は過去においても発生しておりません。しかしながら、ご指摘のとおり会員の高齢化現象は否めず、大きな課題として捉えております。

狩猟免許の取得に対する補助金の創設などの対策についての質問もありますが、国や県との連携を図りつつ、既存の猟友会への支援策の強化を含め、町民や農業者はもとより、訪れるお客様の安全の確保のために、鋭意努力を続けてまいりたいと思っております。

休憩時間にも、猟友会の会長、役員の方が町長室で協議をされておりました。私のほうから改めてお礼を言ってまいりました。ここに来て、本当に恐ろしいことなのですが、人家、また旅館の中まで動物が立ち入るような事案がありましたので、本当に危機感を持っておりますけれども、この町内で駆除すると言いますか、鉄砲を撃つわけにもいきませんし、やはり猟友会の形式の中で籠をつけて、捕獲機をつけて、捕獲する以外ないということで、草津に限らず、日本全国で今この問題になっておりますが、大変草津町も悩ましい問題になってまいりました。引き続き、力を入れてまいりたいと思っています。

5点目は、不納欠損についての質問ですが、草津町は観光地という地域性もあり、住民移動が多く、近年では外国人も多い中、実態調査による結果として、住居不明等の理由により不納欠損をせざるを得ない実態が発生しております。

不納欠損処理においては、地方税法第15条の7に滞納処分の執行停止規定があり、こうした実態調査により生活貧困や住居不明、財産不明などの理由により、徴収不能であると認められる債務については、適切に執行停止処分を行った上で、不納欠損処理を行っておりますが、公平性を維持するため、また不納欠損の減少につなげるためにも、滞納整理においては適切な徴収対策をしっかりと進めてまいります。

なお、不納欠損処理を減少させる確実な納付対策として、納税交渉の早期着手や納税誓約書の提出を求め、また、悪質な場合には、差押処分の実施を進めていく所存でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

6点目は、国民健康保険の加入者数並びに一般会計からの繰入金等に関する質問であります。

初めに、国民健康保険の加入者ですが、令和6年7月末現在では1,384人であり、5年前の同じ時期と比較して417人減少となっております。

次に、一般会計からの繰入金を減らし、基金から取崩し額を増やすことはできないかとの

質問ですが、一般会計からの繰入金については、法定繰入れと法定外繰入れの整理が必要であると考えております。現在、草津町で行っている一般会計繰入金は法定繰入れであり、一般会計において負担すると国民健康保険法によって決められております。一方、法定外繰入れについては、決算補填などの目的で一般会計から歳入を行った場合がこれに該当します。

有坂議員が質問された国庫負担金が減額になる仕組みですが、当該交付金は平成27年の国民健康保険法の一部改正により、保険者における医療費適正化等の取組を評価するための保険者努力支援制度の交付要綱に基づき市町村に交付されているもので、この要綱の中で、一般会計から法定外繰入金を行った場合、交付金が減額となる仕組みが設けられております。

以上のことから、一般会計繰入金を減らし、国民健康保険財政調整基金の取崩し額を増やすことについては、国民健康保険税の税率改正につながってしまうおそれがあり、慎重に考えるべき事案となります。

なお、草津町においては、一般会計法定外繰入金を行っていないため、保険者努力支援制度交付金については減額されておられません。

最後に、5年度の国民健康保険財政調整基金残高については、令和6年5月末現在で3,249万153円であります。

以上、総括の答弁とします。

○議長（宮崎謹一君） 有坂議員、よろしいですか。

以上で、決算に係る総括質問を終了いたしました。

◎議案第21号～議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第21号から議案第23号につきましては、人事案件であります。議案の付託に先立ち、本日審議したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、議案第21号から議案第23号までについては、本日審議することと決定いたしました。

初めに、議案第21号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、述べさせていただきます。

選任しようとする者、住所、草津町大字草津640番地の70、氏名、山本和久さんでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありました。質疑を願います。
質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第21号 草津町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意については、ただいま町長から提案のありました山本和久氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり山本和久氏に同意することに決定をいたしました。

引き続きまして、議案第22号 草津町教育長の任命につき同意を求めることについて、町長から氏名の提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 任命しようとする者、住所、草津町大字前口100番地の22、氏名、富澤勝一氏であります。現在の教育長でありますけれども、再任をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたが、富澤勝一君の一身上に関わる案件でありますので、富澤勝一君の退席を願います。

〔富澤勝一君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

〔「議長」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 小林議員。

○6番（小林純一君） 教育長なんですけれども、草津では役場のOBの方が務められる方が多いかと思うんですけれども、よそでは教育関係者の方が務めていることも多いと思います。この辺について、学校OBの方とかそういう方を検討したということはあるのでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 人事案件については町長の選任事項でありますので、誰を選ぼうかという事は、あとは皆さんが同意するかしないかの判断でありますので、私としては、今、適任な教育長は富澤勝一君と考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 今、町長から答弁ありました。

小林議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第22号 草津町教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、ただいま町長から提案のあった富澤勝一君に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり富澤勝一君に同意することに決定をいたしました。

富澤勝一君の入場を認めます。

〔富澤勝一君 復席〕

○議長（宮崎謹一君） 富澤勝一君に申し上げます。

ただいま、草津町教育長に選任されたことを告知いたします。

続いて、議案第23号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについて、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 任命しようとする者、住所、草津町大字草津464番地の1201番であります。名前、松村宏志さんであります。現在も教育委員を務めていただいている方です。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から氏名の提案がありましたので、質疑を願います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第23号 草津町教育委員の任命につき同意を求めることについては、ただいま町長から提案のありました松村宏志氏に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり松村宏志氏に同意することに決定をいたしました。

◎議案第9号～議案第20号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第9号から議案第20号につきましては、お手元に配付の別紙付託案のとおり担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

◎報告第2号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第2号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について報告願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第2号について説明を申し上げます。

報告第2号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、株式会社草津観光公社、社会福祉法人草津町社会福祉協議会、株式会社白根草津パークランド、社会福祉法人にしあがつま福祉会、株式会社ザスパ、以上の5社

より決算書が提出されておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 報告第2号の第三セクター等の会社にかかる決算報告につきましては、それぞれお手元に決算書が配付されております。内容をご覧の上、質問、要望等がございましたら、直接担当の課長までお願いをいたします。

◎報告第3号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第3号 温泉引用者名義書き換えについて報告をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第3号について朗読、説明を申し上げます。

報告第3号 温泉引用者名義書き換えについて。

草津町温泉使用条例第9条第3項の規定により、次のとおり温泉引用者名義書き換えをしたので、第10条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

事由、相続。

新・旧申請者の住所・氏名です。

新、草津町大字草津19番地23、岡田隆志。

旧、草津町大字草津19番地23、岡田春雄。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、6.85平方メートル。

給湯量、20リットル毎分。

施設名は、松巳旅館となります。

以上、報告とさせていただきます。

◎報告第4号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第4号 温泉引用者名義移転について報告をお願いします。

温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第4号について朗読、説明を申し上げます。

報告第4号 温泉引用者名義移転について。

草津町温泉使用条例附則第7項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義を移転したので、第10条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出、草津町長、黒岩信忠。

区分1、新・旧の申請者の住所・氏名です。

新、草津町大字草津305番地、有限会社旅館たむら代表取締役、田村長三。

旧、草津町大字草津464番地248、田村長三。

業種、旅館。

源泉名、地蔵。

浴槽面積、11.86平方メートル。

給湯量、40リットル毎分。

施設名ですが、旅館たむらとなります。

区分2、申請者の住所・氏名。

新、草津町大字草津19番地23、有限会社松巳旅館代表取締役、岡田隆志。

旧、草津町大字草津19番地23、岡田隆志。

業種、旅館。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、6.85平方メートル。

給湯量、20リットル毎分。

施設名は、松巳旅館となります。

以上、報告とさせていただきます。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、請願書及び陳情書の上程をいたします。

別紙、請願及び陳情等文書表について、受理番号、件名、請願・陳情者名、付託委員会の
み朗読を願います。

議会事務局長、朗読をお願いします。

〔議会事務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会事務局長（萩原健司君） それでは、令和6年第5回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表（新規分）でございます。

受理年月日、令和6年7月1日、郵送。

件名、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情。

請願・陳情者等の氏名、張一文。

付託委員会、総務観光常任委員会。

令和6年8月22日、持参。

草津町議会として、前草津町町議会議員中澤康治氏に対し、草津町、草津町民に謝罪するよう勧告することを求める陳情。

松島三郎。

総務観光常任委員会。

以上、2件となります。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書につきましては、ただいま朗読した請願及び陳情等文書表のとおり担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。8月22日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、最終日の本会議までの間、各担当委員会において審議並びに決算書の検討について、

よろしくお願いいたします。

なお、この後、2時から第1委員会室で全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時32分

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）

（ 第 2 号 ）

令和6年第5回草津町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月6日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 付託議案にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長
- 第 4 議案第1号 質疑・討論・採決
- 第 5 議案第2号から議案第4号 質疑・討論・採決
- 第 6 議案第5号及び議案第6号 質疑・討論・採決
- 第 7 議案第7号及び議案第8号 質疑・討論・採決
- 第 8 議案第9号 質疑・討論・採決
- 第 9 議案第10号から議案第13号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第14号 質疑・討論・採決
- 第11 議案第15号及び議案第16号 質疑・討論・採決
- 第12 議案第17号 質疑・討論・採決
- 第13 議案第18号 質疑・討論・採決
- 第14 議案第19号及び議案第20号 質疑・討論・採決
- 第15 陳情書にかかる委員長報告
総務観光常任委員長
- 第16 議員派遣の件
- 第17 付託議案外にかかる委員長報告
総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
議会運営委員長・温泉温水対策特別委員長
- 第18 一般質問
- 第19 閉 議
- 第20 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	直井新吾君	２番	安齋努君
３番	有坂太宏君	４番	市川祥史君
５番	安井尚弘君	６番	小林純一君
７番	金丸勝利君	８番	上坂国由君
９番	湯本晃久君	１０番	黒岩卓君
１１番	宮崎謹一君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君	副町長	福田隆次君
教育長	富澤勝一君	愛町部長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
住民課長	堀田高史君	税務課長	熊川一記君
健康推進課長	和田修君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	一場礼子君	生活環境課長	宮崎雄一君
こどもみらい課長	高井洋一君	上下水道課長	岡田薫君
教育委員会事務局長	白鳥正和君	温泉課長	関亘君
総務課主査	清水聡之君	ベルツこども園長	橋爪保君
総務課主査	今平一真君	総務課主査	山口博夢君

事務局職員出席者

議会事務局長	萩原健司	議会書記	新田美幸
--------	------	------	------

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから開会いたします。

本日の出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告をお願いします。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案にかかる総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

去る9月3日、第1委員会室において、総務委員全員出席の下、定例会から付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第9号 草津町議会議員及び草津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

本議案は、草津町における選挙において、立候補の機会を多くの人を開くことを目指し、公職選挙法の規定に基づき、立候補者の選挙運動費用の一部を草津町が一定の範囲内で公費負担するための選挙公営について、必要な事項を定めるための条例を制定したいとするものであります。

委員からは、条例の整備によって立候補者の拡充などに効果が期待されるといった意見や選挙公営制度を活用した場合の具体的な公費負担額などについての質問が活発になされ、当局から説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第10号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

本議案は、国による法改正に対応した税条例の整備として寄附金税額控除の一部を見直すものとなります。

具体的には、公益信託に関わる法律が全部改正されたことに伴い、これに関連して改正された所得税法に対応するため、税条例を整備するものであります。

当委員会といたしましては、法改正に伴う改正であることなどを踏まえ、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第13号 草津温泉バスターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、草津温泉バスターミナル事業において、当該事業が町へ移譲となってから据え置いてきた使用料について、今年度実施する乗降場改修並びにエレベーターの設置整備等に伴い、施設整備の投資費用や物価高騰を鑑み、路線バス事業者等から徴収する発着料において改定を図るものとなっています。

また、今回の改正に併せ、草津町温泉資料館と草津町立温泉図書館の設置及び管理に関する条例と重複している規定について整理を行うものであります。

委員からは、発着台数や発着料の改定を行うことによって、経営がどのように改善されるのかとの質問がなされ、当局からは、料金を改定した場合における営業シミュレーションについて説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第14号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第3次）（担当項目）について。

令和6年度草津町一般会計補正予算（第3次）のうち、当委員会の担当項目につきまして、歳入において、2億5,162万9,000円を増額しようとするものであります。

主な内容については、1款町税、個人町民税現年課税分について、1,119万9,000円の減額、10款地方特例交付金のうち、定額減税減収補填特例交付金として、2,489万円2,000円の増額。

11款地方交付税のうち、普通地方交付税の交付額の確定により2億2,477万2,000円の増額。

22款町債では、臨時財政対策債の発行額確定により100万円の増額となっております。

次に、歳出における担当項目訂正として、1億9,005万9,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、第2款総務費において、アナログ規制に伴う町例規集精査業務委託として157万3,000円の増額。その他に会計管理費や企画費では、通信運搬費やシステ

ム利用料として22万1,000円の増額。

また、財政調整基金及び減災基金への町費積立金として1億7,300万円の増額。

第7款商工費のうち観光費において、これまでのまちづくりに関わる記録を残すため、町長講演配信記録業務委託として88万円の増額。自然公園管理費では、ビジターセンター跡地の整備工事として800万円の増額。

9款消防費では、消防団員の雨天時の活動服の更新、購入費として450万円の増額。

その他に、草津白根山の火山対策工事費として110万円の増額となっております。

委員からは、白根山の火山防災や消防団の雨天時における活動服についての質問がなされたほか、ビジターセンター跡地の整備工事の内容についての確認の意見が出されました。

当局からは、それぞれ詳細な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第18号 令和6年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）。

本議案は、収益的収入及び支出の収入項目で、1款千客万来事業収益、1項営業収益において、一般会計の商工費で支出していた道の駅のベルツ展示室管理業務の費用を、千客万来事業会計の使用許可収益から38万3,000円減額をして支出に振り替えようとするものであります。

次に、支出項目で、1款千客万来事業費用、1項営業費用において、渋滞緩和対策のライブカメラ設置等に伴う回線使用料ほか、ゴンドラ運転室改修に伴う索道変更申請業務費として48万3,000円を増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出の支出項目で、1款資本的支出、1項建設改良費では、天狗山レストハウス建て替えに伴う次年度工事の前倒し分の費用として、解体工事費の増額分等で4,287万円の増額、冷暖房システム構築に係る設計費用として300万円の増額、2項企業債償還金では、償還回数の変更により生じた返還金220万円の増額となっております。

委員からは、事業に関する補助金の有無についての質問があったほか、天狗山レストハウスの冷暖房設備に関する質問がなされ、当局からは、水資源を有効に活用するエコな熱交換方式を採用する研究を進めている旨の説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、委員長報告を願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、令和6年第5回定例会、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

開催日は令和6年9月4日でございます。令和6年第5回草津町議会定例会におきまして当委員会に付託されました議案について、慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第11号 草津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案につきましては、国において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、草津町においても同様にこれに準じた家庭的保育事業等の保育士・保育従事者の配置基準に条例改正を行うものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第12号 草津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案につきましては、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、令和6年12月2日より、被保険者証が廃止されることに伴い、条例改正が必要である旨の説明がありました。

委員からは、資格確認書を送付することに当たって、混乱することは想定しているかとの質問に対し、当局から、システム改修の準備や広報を行うことで丁寧な対応を行っていくとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第14号 令和6年度草津町一般会計補正予算（第3次）担当項目であります。

令和6年度草津町一般会計補正予算（第3次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において564万1,000円を増額しようとするものであります。

主な内容といたしましては、15款国庫支出金では、デジタル基盤改革支援国庫補助金として1,784万2,000円の減額、21款諸収入では、デジタル基盤改革支援補助金として384万8,000円の増額、心身障害者扶養共済年金受入金として30万円の増額、新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る補助金として1,203万5,000円の増額。

16款県支出金では、国道除雪事業費県委託金として700万円の増額をするものであります。

次に、歳出における当委員会の担当項目については、総額で6,721万1,000円を増額しようとするものであります。

主な内容としては、2 款総務費では、戸籍住民基本台帳費において、戸籍総合システム管理事業として1,599万4,000円の減額。戸籍住民基本台帳費で、吾妻郡自治体クラウド基幹系システム管理事業として3,133万2,000円の増額。

3 款民生費では、社会福祉総務費において、心身障害者扶養共済年金で30万円の増額、給付金・定額減税一体的支援事業、定額減税補足給付金として1,200万円の増額、地域生活支援事業費において、吾妻広域相談支援事業委託費負担金で16万6,000円の増額、4 款衛生費では、予防費において、新型コロナウイルスワクチン定期接種費用関係として1,791万7,000円の増額。

工事請負費において、クリーンセンター運営事業で焼却施設維持整備工事の設計変更分として、900万円の増額。

8 款土木費では、道路橋梁費において、除雪機械運転免許資格取得費用で27万円の増額、草津道路国道除雪委託料として320万円の増額、道路除雪車両及び電光掲示板リース代として125万円の増額、住宅費において、町営中島住宅空き家改修工事で500万円の増額。

10 款教育費では、小学校教育振興事業費において、G I G Aスクール用端末等保守経費で46万4,000円の増額。

中学校教育振興事業費において、G I G Aスクール用端末等保守経費で30万5,000円の増額となっております。

委員からは、新型コロナウイルスワクチン定期接種補助事業、町道管理事業の除雪機械運転免許取得の内訳や、戸籍電算化システムの予算減額と債務負担行為の関係性についての質疑がなされました。

また、クリーンセンター建設工事に係る設計変更の内容についての質問があり、当局より詳細な説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続いて、議案第15号 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第2次）でございます。本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ195万6,000円を増額し、予算の総額を7億7,726万7,000円とするものであります。

歳入においては、国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として26万9,000円の増額。

繰入金で、国保財政調整基金繰入金として168万7,000円の増額をするものでございます。

歳出においては、総務費、一般行政経費として105万2,000円の増額、保健事業費、特定健

康診査等事業として40万4,000円の増額、諸支出金、一般被保険者保険税還付金事業として50万円の増額。

委員からは、資格確認書の送付件数や国保財政調整基金残高についての質疑があり、町当局から資格確認書の送付件数については、これからシステム改修を行い、対象者の抽出を行った上で送付する旨や、現在の基金残高と今後の基金残高見通しについて説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。議案第16号 令和6年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）であります。本特別会計の補正予算については、歳入歳出それぞれ50万円を増額し、予算の総額を1億4,574万7,000円とするものであります。

歳入においては、諸収入、保険料還付金として50万円の増額。

歳出においては、諸支出金、保険料還付金として50万円の増額。

本議案について、町当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。続きまして、議案第17号 令和6年度草津町水道事業会計補正予算（第1次）であります。本議案の補正予算は、収益的収入で2,160万7,000円を増額し、事業収益の総額を2億6,873万1,000円に、収益的支出で961万3,000円を増額し、事業費用の総額を2億2,282万円にしようとするものであります。

収入では、令和6年度水道使用料の調定実績と今後の推計も含め、2,160万7,000円の増額。

支出では、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費の各手当は、時間外勤務手当の部分で、計画断水14日分や水不足によるバルブ調整に係る各名目手当の合計で、237万5,000円の増額。

配水及び給水費の委託料で、水不足計画断水を受けての漏水漏湯調査及び草津町管網解析の業務委託により723万4,000円の増額となっております。

資本的支出では、改良工事費で、新田本町線の工事距離延長及び新規の長笹川冬季臨時取水工事で4,050万円の増額、総額を2億4,783万7,000円にしようとするものです。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる民教土木常任委員長の報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長、委員長報告を願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

開催については、令和6年9月5日午前10時からでございます。第1委員会室で、委員6名と傍聴議員5名で行われました。

令和6年第5回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして審議をいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第19号 温泉引用許可について。

本議案は、有限会社大竹酒店代表取締役大竹伸弥氏より、新たに旅館営業を予定している「（仮称）籠湯」の浴槽に、万代源泉、27ℓ/分を新規に引湯したい旨の温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、配管・排湯の関係、前面道路の融雪の関係などの質問があり、当局より説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第20号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、「銀翠荘」を所有していた株式会社群馬銀行代表取締役深井彰彦氏から株式会社リブ・マックス代表取締役有山憲氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉12ℓ/分に対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案にかかる委員長報告させていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第1号 令和5年度草津町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

では、質疑を6件させていただきます。

まず、事項別明細書38ページ、歳入21款諸収入の4項雑入の中のページの下の方にあります4目過年度収入で、国庫支出金過年度収入27万6,650円が計上されておりますが、この

内容をお願いいたします。

続きまして、歳出のほうにいきまして、74ページ、3款民生費の障害者自立支援事業費の中で、委託料72万6,000円の不用額が出ておりますけれども、この中の障害福祉計画策定業務というところで、50万円余りの不用が出ているようでございます。

これについて、計画の策定が完了できたのかというところをお尋ねいたします。

続きまして、その次のページ、76ページ。真ん中の辺りにあります地域生活支援事業費の中の日常生活用具給付事業につきまして。これ、年度の途中で100万円ほどの減額補正がありましたけれども、その後決算でも不用額が74万4,000円という形で出ているようです。実際のところ、これ利用が少なかったというところになりますけれども、これについて、何か利用が少なかった特別の理由があるのでしょうか、そこをお願いいたします。

その次のページにまいります。78ページ、上のほう。

児童福祉費の児童福祉総務費の中で、出産祝金、こちらについて、予算としては195万円ついていたものが決算では125万円ということでございます。実際に生まれた方の数というところもあるかと思えますけれども、生まれた方といえますか、その親御さんなりが、皆さん、申請をなさって受給をされたのかどうか。受給をなさらなかったような方はいらっしゃらなかったかというところをお願いいたします。

続きまして、86ページ。

衛生費の予防費の中で、ワクチンの接種事業というところで、やはり今回も不用が出ております。その中で特に子宮頸がん予防ワクチンの部分、それから昨年から導入されました带状疱疹予防接種の部分で、実際にどのぐらいの利用があったのか、対象になる人数に対してどのぐらいの利用があったのかというところをお尋ねいたします。

それから、少し飛びまして114ページ。上のほう、商工費の中の自然公園管理費の中で、芳ヶ平湿地群運営負担金というのがございますが、予算100万円に対して48万9,820円という決算で、半分強が不用ということでございますが、これが半減になった理由をお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員から6点ほど質問がございました。

最初、第1点につきましては、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、湯本議員の1点目のご質問の決算書の38ページの点に

についてお答えいたします。

この項目につきましては、諸収入4項雑入の4目過年度収入に関してのご質問になります。

まずこの雑入という予算科目につきましては、他の科目に属さない多種多様な収入の内容が含まれるため、草津町では目の事業を立てて内容の明確化に努めております。

その中で、この過年度収入につきましては、国・県等の補助金の精算によって、翌年度に追加して交付されるものを整理した科目になっております。

ご質問の点につきましては、福祉課が所管となりますが、令和4年度の国庫補助金、低所得者保険料軽減負担金の実績といたしまして、見込んでいた対象者が879人で見えていたところ、実績値では946人になったと。この実績に基づく追加交付分が令和5年度の入入れとなったため、27万6,650円を過年度収入として決算したものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

次、2点目は福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、湯本議員の2点目のご質問にお答えいたします。

74ページの障害者自立援助事業の中の12節委託料、障害者福祉計画策定委託に係る不用額についてでございます。

こちらにつきましては、3年に1度見直しを行うこととなりますが、令和6年度から令和8年度までの3年間にかけます計画策定になります。

計画期間、前年度であります5年度に予算をお認めいただき、執行をさせていただいたものでございます。

策定委託にあたりましては、見積り合わせによる競争に当初予算見積り額より安価で契約できたことにより、結果として不用額が生じたものになります。

続いてよろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○福祉課長（越前谷 学君） 続きまして、3点目のご質問にお答えいたします。

76ページの地域生活支援事業の中の19節扶助費日常生活用具給付事業の不用額についてでございます。

日常生活用具給付事業につきましては、障害の程度や身体状況により様々な用具の給付を受けることができますが、草津町におきましては、内部障害の方、排泄管理支援用具の給付が多

くを占めております。不用額の部分につきましては、視覚障害者に対する給付用具について、比較的単価が高額であることから、1件の申請に当たり多くの給付額が見込まれます。そうした給付に備えるため、ある程度の予算を見込んでおりましたが、実際のところ申請がなかったということで不用額が生じたものでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

4点目、住民課長。答弁願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、湯本議員の質問にお答えいたします。

出産祝金の支給に際しまして、生まれた方が全て申請されたかどうかというご質問でございます。

申請があった方々のうち、出産祝金支給要項に定める支給要件を満たした方々には申請していただき、全て支給してございます。支給要件で外れてしまった方の内訳に対しまして、町税の滞納等がありましたので、支給を却下した方が4名いらっしゃいまして、うち、その中の1名は完納後再申請をしていただき支給済みとなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、6点目は健康推進課長。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） それでは、86ページになります。

こちらの備考のところにあります負担金の関係のことになると思うんですけども、まず初めにHPVのほうになります。令和5年度のHPVの対象者は、248名。実際にキャッチアップで注射を打っていただいた方は、接種があった方は15名。6%ほどになります。

もう一つのご質問の带状疱疹のほうになります。こちらが50歳以上の方が全て対象となりますので、対象人口としましたら3,793人。実際に接種した方は33名でした。なので、対象人口に対しては、0.87%ほどということになっております。

以上となります。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

もう1件あった。

6番目、企画創造課長願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 湯本議員からのご質問にお答えをいたします。

決算書の114ページ、18節負担金における芳ヶ平湿地群負担金48万9,820円に対するご質問ということでございますが、令和3年4月に芳ヶ平ヒュッテが中之条町に移管になったことに伴いまして、ラムサール条約に指定された芳ヶ平湿地群とその周辺の適正な環境保全と環境運営を行うことを目的といたしまして、100万円を上限に必要な費用の3分の1を草津町が負担する協定を結んでおります。令和5年度におきましては、湿地群周辺の遊歩道の整備、それとバイオトイレの整備など146万9,460円を実施しており、そのうちの3分の1に当たる48万9,820円について草津町が負担したものとなっております。

そのことによりまして、残りが51万180円が不用額として残ったものとなっております。

以上となります。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員。

○9番（湯本晃久君） ありがとうございました。

それでは、5番目にした質問、ワクチンの件について再質問をさせていただきます。

昨年度が、その前の年度が250人中3人というところからしますと、248名中15名ということで、一定の効果があつたというふうに考えられるんですけども、このキャッチアップ接種が来年の3月で公費負担が終了ということを聞いております。あともう半年ぐらいしかないわけですけども、その対象の方々に対して、政府もテレビCMなどで広告を流しておられますけれども、町としてその接種を推奨するですとかそういったことをどのような形でお伝えをしていくところでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長、答弁願います。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） それでは、湯本議員の今の質問に対してお答えさせていただきます。

今年度で最後ということになりますので、既に個人宛てに通知を送っております。受診勧奨をするようにということで、再度通知をさせていただいております。それによって、令和6年度、キャッチアップの接種の人数なんですけども、既に29名の方が接種を行っております。なので、5年度よりも確実に増えているという状況になりますので、一応そういう状況になっています。

よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員、よろしいですね。

○9番（湯本晃久君） ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ありませんか。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 10番、黒岩です。

それでは、3点ほど質問させていただきます。

取りあえず66ページ。

民生費の社会福祉総務費の中で、19節の扶助費の繰越明許864万3,000円とその不用額884万5,956円について、内容の説明をお願いいたします。

2点目、84ページ。

第3款民生費の3項老人福祉費の中で、17節備品購入費として、これ多分巡回バスの購入の費用だと思うんですけども、1,661万9,470円について、お尋ねいたします。

巡回バスの購入した、この使っていたバス、買い換える前の購入していたバスの購入年月日、そして走行距離を教えてください。それから、これについては、通常想定されている耐用年数と走行距離というのは、買換えについてどのくらいでしょうか。分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

それからもう1点、この件に関しまして、巡回バスの車庫はどこになっているかということで、分かったら教えてください。

3点目です。128ページ。

第9款消防費の3項消防施設費の中で、第14節の防災施設管理事業の中で、多分これ庁舎非常用発電機更新工事ということだと思うんですけども、工事はいつ頃完成したのかということと、完成から今までにこの非常用発電機が稼働したことがあるのか、ないのか。それから、月例点検等で1時間程度の稼働をしている、点検をしてるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） それでは、1点目の質問につきましては、住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、黒岩議員のご質問にお答えいたします。

扶助費についてのご質問でございます。864万3,000円の扶助費の内容につきまして、説明をいたします。

こちらにつきましては、第6回のくらし応援商品券の扶助費でございます。事業者への支払いを行うために繰越明許を行いました。こちらのほうが864万3,000円を予算取りをしまして、支給額が718万4,000円の86件分の支給がございました。それともう一つ、残額につきまして、884万5,956円の内容でございますが、こちらにつきましては、第5回くらし応援商品券の執行残として569万3,000円と第6回くらし応援商品券の執行残259万4,000円の残りと、それと後は福祉課の各扶助費の合計残が55万8,956円ございますので、この3つを足した合計額が884万5,956円となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、3番目の福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、黒岩議員の2点目のご質問にお答えいたします。

84ページ、町内巡回バスの購入についてでございます。

町内巡回バスにつきましては。今回、入替え車両となりましたものは導入当時の一番古い車両でございまして、平成12年の車両になります。走行距離につきましては、65万キロを越えている車両でございます。

こちらのバスの入替えにつきましては、車両の損傷が激しいこと、また度重なる故障等により運行に支障を来すということから入替えを行ったものでございます。

続きまして、車庫の件になりますが、バスの車庫につきましては、運行委託先でございますJRバス関東長野原支店、そちらのほうにバスのほうを置かせていただいている状況でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

3点目の質問につきまして、総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、黒岩議員の3点目のご質問にお答えいたします。

決算書の128ページの4目災害対策費、防災施設管理事業における繰越明許事業にかかるご質問でございます。

この決算書の備考欄に記載されておりますとおり、工作物工事費の3,984万2,000円につきましては、防災拠点となる庁舎非常用に72時間対応可能な発電機の導入をした工事費の決算額でございます。これにつきましては、令和4年度にお認めいただきまして予算化をしたも

のでございます。この当時のコロナ禍の影響やウクライナ情勢の影響を受けまして、部品の調達組立て製造に数か月遅れが生じる事態となってしまったことから、令和4年度から令和5年度に事業を繰り越させていただきまして、2か年事業として、令和5年12月に導入の完了をさせていただいたものでございます。

導入後の発電機を稼働させる事態は、幸い現在までにございせんが、黒岩議員のご質問にあるとおり、稼働できるかどうかという点につきましては、令和6年度に入りました台風前の5月の段階で仮稼働をさせていただきまして、正常に動くことは確認をさせていただいております。

今後も適切な維持管理を行っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

はい、どうぞ。黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） それでは、再質問をさせていただきます。

2点目のバスの話なんですけれども、車庫がJRの長野原支店にあるということですので、長野原支店に置かなければならない理由をお願いしたいと思います。何でそんなことを聞かかと言いますと、もし、それが可能であれば、草津に車庫を、草津のJRさんの車庫で、中学校の反対側に車庫があります。あそこにもし置けるようなことができるならば、長野原まで下りるといって8キロと計算すると1日16キロ、年間で約5,800、10年で5万8,000キロということは、平成12年で買っているわけですから、65万キロのうちのどのくらいの数がその長野原まで下りることに使われているのかということを考えたときに、もしもこっちに送れるんだったら、もう少し延びるんじゃないかという単純な考えなんですけれども、そういうようなことを考えると、タイヤの減り方も違うでしょうし、やはりその辺のところでは何か長野原の下ろさなければならぬ理由があるなら、それなりのことをお願いしたいということをお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 再質問について、福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、黒岩議員の再質問にお答えいたします。

バスの車庫の件についてでございます。

まず、町内巡回バスにつきましては、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要になります。こちらの許可につきましては、まず自動車車庫がないことにはこ

らの許可が基準を満たしません。自動車車庫については、こちらに定義がございまして、原則として、営業所に併設していること。また、点検、清掃及び調整が実施できる十分な広さを有し、必要な点検等の測定器具が備えられるということが条件となります。

現状といたしまして、運行委託先であります長野原支店の車庫となりますので、ご理解をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうぞ。黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） その点について、もう少しお願いしたいと思うんですけども。

今、道路運行法上の許可の中で、車庫の基準が示されました。点検といっても、精密な点検を毎日やっているわけじゃないと思うんですよ。だから、簡易な点検と、それから精密な点検を、週に1回は精密な点検、毎日精密なことやっているんじゃないと思うんです。そういう面では、それは多少緩和できるのかできないのかということを、もう一回検討されて、できないならそれはもうしょうがないことで、法律上の話ですからしょうがないことだと思うんですけども、そういうことで、ぜひもう一度聞いてみたい、いただきたい。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 巡回バスについては、ＪＲバスに業務委託をしております。そして、ＪＲバスについては、運送業法等々の法律の下で全てが運行しているものと思います。そういう中で、どこに車を置いてどういうふうにするというその仕組みづくりは、その会社がその計画を立てて行うものと思います。言い方変えますと、「回送」という車がよくＪＲバス、うちの車じゃなくて大型バスが何度も「回送」というバスが走っていきまして、何で無駄な動きするのかなという私も疑問に感じたことあるんですけども、やはりルールの中、整備とか様々な、それから運転手の手配等々の中で、恐らくＪＲとしてはそのルールづくり、仕組みづくりができていて、その中の運行しているということになるかと思います。ＪＲですから、当然法令を守らないというわけにいかないでしょうし、運転手の勤務状況等々のものを恐らく勘案した中で、そういう仕組みづくりをつくっているものと思います。

それを承知で町が委託をしておりますので、黒岩議員がガソリンがもったいないという理論も分かるんですが、それはそれとして、一度聞いてみたいとは思いますが、やはりＪＲとして委託している以上は、その運行業務そのものは運送業法に基づいた中の仕組みづくりでＪＲが運転しているとなると、内容について、我々素人ですし、なかなかあまり突っ

込んだことは言えないというふうに思いますので、その辺ご理解をしていただきたいと思います。

担当のほうから今、言われたことについて改善の余地があるのかどうかは一度聞かせますけれども、そのようにご理解をいただきたいと思います。

○10番（黒岩 卓君） 分かりました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第2号～議案第4号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号から議案第4号までの決算認定議案について一括質疑を行います。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本です。

それでは、議案第2号について質疑を行います。

14ページ。

諸収入の中の一般被保険者延滞金、延滞金ということなんですけれども、369万8,159円ということで、延滞金としてはかなり大きな額が収入額として載っているなという印象を抱いたんですけれども、これ何か特別な要因があったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、湯本議員のご質問にお答えいたします。

延滞金の369万8,159円という金額のことでございます。前年度から154万3,892円増えてございます。この主な要因でございますが、令和5年9月1日に90万円の延滞金の一括納付が納税交渉の結果ございました。そちらの納付が主な増加の理由となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第2号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第4号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第5号及び議案第6号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号及び議案第6号について決算認定議案について一括質疑を行います。

湯本議員。

○9 番（湯本晃久君） たびたび恐縮です。9 番、湯本です。

議案第 5 号 下水道事業会計の質問でございます。

18ページ。

収益の中で一番最後のところで、特別利益、その他特別利益2,238万6,474円の計上がございます。このその他特別利益の内容をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） それでは、湯本議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第 5 号の公共下水道事業特別会計の18ページ。

1 款公共下水道事業収益、3 項特別利益、2 目その他特別利益が2,238万6,474円は、令和 4 年度分の消費税及び地方消費税の還付金になります。令和 5 年度に企業会計に移行したことに伴い、令和 4 年度は官公庁会計の特別会計でしたが、令和 5 年度からは企業会計になり、会計が異なることで、令和 4 年度の決算の企業会計処理ができない収益であることから、特別利益で処理を行ったものであります。この処理については、令和 5 年度の企業会計以降初年度のみの処理となりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第 5 号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第 5 号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第 6 号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決決定いたしました。

ここで10分ほど休憩を行います。

11時10分に再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第7号及び議案第8号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第7号及び議案第8号について、決算議案認定について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決につきましては、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第7号について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号につきましては、原案のとおり認定いたしました。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号につきましては、原案のとおり認定いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第9号について質疑を行います。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君）　3番、有坂です。

選挙カーで1点質問させていただきます。

委員会傍聴していて思ったことが1点あるんですけども、第3条の一般事業の使用締結のことにしてお聞きします。

これ、去年の6月に私が選挙運動の公費負担に関することで一般質問させていただいたのでちょっと勉強していてあれだったんですけども。委員会の中で、選挙運動自動車の使用の締結のことでちょっと2人ばかりの委員が質問していたんですが。要は候補者本人の使用する車やその家族の車を選挙カーに使用することができないという解釈でよろしかったと思うんですけども。これ、家族のどこまでが使用できない範囲になるんですしたっけ、それを1点お聞かせください。

○議長（宮崎謹一君）　総務課長、答弁願います。

〔総務課長　石坂恒久君　登壇〕

○総務課長（石坂恒久君）　それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

この条例で言っている選挙運動用自動車の使用に関しましては、今のご質問については条例の第3条によって、生計を一に、つまり一つにする親族から借りる場合は公費負担の対象とはならない規定となっております。この条例で言っている親族とは、6親等内の血族、配偶者、また3親等内の姻族を指しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　よろしいですか。

○3番（有坂太宏君）　はい、ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君）　ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君）　なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第9号につきましては、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第10号～議案第13号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号から第13号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第11号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第14号に質疑を行います。

金丸議員。

○7番（金丸勝利君） 7番、金丸です。

13ページ。

予防費についてなんですけれども、説明欄のほうの新型コロナワクチン定期接種について、1,776万4,000円の予算について質問いたします。

新型コロナウイルスが5類に移行して、これから定期接種ということになるんだと思うんですけれども、これはインフルエンザのワクチンと同じような補償の仕方をされるのか、またどういった形で給付がされるのかというのをお聞きしたいと思います。

また、金額もどのくらい補助されるのかもお聞きできればというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 健康推進課長、答弁願います。

〔健康推進課長 和田 修君 登壇〕

○健康推進課長（和田 修君） ただいまの金丸議員の質問にお答えしたいと思います。

1人当たり1万5,300円ほどかかります。まさにインフルエンザと同じ扱いで、病院に自己負担1人3,000円を納めていただいて帰ってきていただくという感じになります。インフルエンザのほうは1,000円だと思うんですけれども、コロナの場合は3,000円となります。残りの1万2,300円については、町のほうで定期接種のあった病院のほうに支払いということになります。

お願いいたします。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。すみません。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） 大丈夫です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第15号及び議案第16号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第15号及び議案第16号につきまして一括質疑を行います。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については、個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第15号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第16号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第17号について、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第１８号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第18号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第１９号及び議案第２０号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第19号及び議案第20号につきまして一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第20号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書にかかる委員長報告を願います。

初めに、陳情2、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情について、担当の総務観光常任委員長報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情にかかる委員長報告をいたします。

陳情2、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情について。

本陳情は、中国で不法に逮捕拘留されているという陳情者の母を救出すべく、駐日中国大使館、在中国日本大使館及び外務省に国に対して働きかけるとともに、王乖彦さんの早期救出を求める意見書の提出を求める陳情であります。

審議に当たっては、令和3年11月8日の同内容での要望書が提出された際の結果を踏まえつつ、今回の陳情に関する文言等についての確認がなされ、各議員からは内容の趣旨については一定の理解はできるなどの意見が出されました。各議員の意見として、意見書は提出できない形で趣旨採択のみという結果になり、当委員会としては趣旨採択といたしました。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

続いて、陳情3、草津町議会として前草津町町会議員中澤康治氏に対し、草津町、草津町民に謝罪するよう勧告することを求める陳情について、担当の総務観光常任委員長報告を願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情3について報告をいたします。

草津町議会として、前草津町町会議員中澤康治氏に対し、草津町、草津町民に謝罪するよう勧告することを求める陳情。

本陳情は、前草津町町会議員中澤康治氏は、自らの議員活動、新井祥子元草津町議を支える会の活動を行う中で、草津町並びに草津町民の名誉を傷つけ、観光草津に対し、甚大な損害を与えたことに鑑み、草津町議会として中澤康治氏に対し、草津町並びに草津町民に正式に謝罪するよう勧告していただきたいとする陳情書であります。

各委員からは陳情書にあるように、草津町と草津町民は本当に多くのダメージを受けた。観光地として大きな損害があったことは明白であり、謝罪を求めることは当然ではないかとの意見が多く出されました。

また、議会として謝罪を勧告できるのか、またその方法はどのようにすべきか等の意見も交わされました。各委員の意見といたしましては、採択5名という結果で、当委員会といたしましては、採択といたしました。

以上、陳情書にかかる委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 委員長報告が終わりました。

湯本議員。

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本でございます。

本陳情3について、討論をさせていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 討論、ここでやってください。

討論を許可することによろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） では、登壇してお願いします。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本晃久です。

本陳情につきまして、趣旨採択を求める立場にて討論を行います。

令和5年2月28日付で草津町内に配布された新聞折り込みで、当時、新井祥子元草津町議を支援する会の会長であった中澤康治氏は、同会の解散を宣言するとともに、「新井元町議の証言を信じて黒岩町長に対して強制わいせつの疑いをかけたことにおわびをしなければなりません。黒岩町長並びにご家族、ご支援者の皆様に深くおわび申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。また、草津町町民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。」と表明しました。

このおわび文について、どのような評価を下すのかは、見解の分かれるところだと思料します。中澤康治氏は、議員としての在任中に黒岩町長への不信任決議案の中において、新井祥子氏の告発内容を検証することもないまま、町長を「ご自分の心の中の真実にはあまり関心がないように思われます」などと中傷し、また当時の議員に対しても支援する会の設立メッセージで、「まず暴力で真実を曲げて居直る男どもの化けの皮を剥がなければなりません」などと罵詈雑言を浴びせ、挙げ句には草津温泉のシンボル湯畑で「セカンドレイプの町草津」「No女性差別 No!!買春」といった目を覆いたくなるようなプラカードや横断幕を掲げるデモ活動を主導してきました。

これらの筆舌に尽くしがたい行為に対して、私自身も今でも強い憤りを持っており、冒頭に紹介したような軽いおわび文ですませることは忍びがたいと感じております。その意味で、本陳情に込められた思いには非常に強く共感を持つところです。

一方、この後に行われた町議会議員選挙にて、中澤康治氏は議席を維持することができず、現在は公職のない一町民という立場となっています。選挙という民主主義の最も重要なプロセスにおいて、中澤氏の主張や冒頭の謝罪は評価されなかったという結果が表れていると考え、改選後に新たな構成となった議会が議会の組織として一町民である中澤氏に対して何かを出すということには、慎重を期さなければならないと考えます。

また、町長による名誉毀損の民事訴訟の中で、私は昨年11月に中澤康治氏が証言台に立った本人尋問を傍聴しました。その際、被告側の弁護士が草津町で女性蔑視を感じた具体的なエピソードはあったかと尋ねたところ、中澤氏は、自身が男8人女2人の兄弟で育ったことや大学時代の体育会が男性ばかりだったということで、そういった社会だと痛感したと。草津町、そして今回の事例とは全く関係のないご自身の苦勞話を語っていました。そのやり取りを目の当たりにして、議員時代から認識はしていたものの、改めてこの人に理性的な議論を投げかけても意味のない話ではぐらかされることが分かり、愕然としたというのが率直な感想です。

中澤氏は議員時代にも幾度となく懲罰や議員辞職勧告決議を受けてきましたが、その都度詭弁を弄し、反省する態度は皆無でした。議員でなくなった現在においては、より謝罪を求めたところで意味のある返答が返ってくる期待は薄いと考えられます。そうすると、今後、草津町がほかの案件で意見書を提出したり意思表示をしたりしたものが、相手に軽くあしらわれてしまう悪しき先例をつくりかねないという懸念が拭い切れません。

先ほども申し上げましたが、中澤氏の言動を許すわけでも憤りを忘れたわけでもありませんが、草津町議会が前に進むためにも、今回の請願は趣旨採択として、その記録を議事録やユーチューブ配信、そして議会だよりに残すことは、一つの対処策であると考え、その提案をもって私の討論とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 湯本議員の討論は終わりました。

ほかに討論される方ございませんか。

黒岩議員。

〔10番 黒岩 卓君 登壇〕

○10番（黒岩 卓君） 10番、黒岩です。

ただいまの湯本議員の討論は、反対討論であります。

私は、賛成という立場で討論をしたいと思います。

というのは、湯本議員がおっしゃったのは提案とされました。趣旨採択とするように提案をしたいというふうにされました。それだったらそういう提案をしていただきたいと思います。ここで論ずるべきは、出された陳情に対して、採択するかしないかです。いいですか。ここで採択しなければ、委員会では採択という形で取りました。ここで皆さんが本会議場で採択するかしないかというだけの話です。よろしいですか。そういうことを考えて、先ほどの提案は提案としてすばらしいことだと思うんです。けれども、この決を採る採択というの

は、陳情に対して採択するかしないかです。その辺をよく考えて、もう一度皆さんで採決していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 今、黒岩議員の討論は終わりました。

ほかに討論される方はございませんか。

○9番（湯本晃久君） 今の討論に対して、私、もう1回したので駄目ですね。

○議長（宮崎謹一君） 5分ほど休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時42分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 動議をお願いします。

今の陳情に対して、私も湯本議員と同じ立場なのですけれども、趣旨採択として採決していただきたく、動議を提出いたします。

○議長（宮崎謹一君） 有坂君の動議について直ちに審議されたいと思います。

この動議には1人以上の賛成者が必要です。ほかに賛成の方。

〔挙手3人〕

○議長（宮崎謹一君） 3人。

動議は成立いたしました。

続いてお諮りします。ただいまの動議のとおり、直ちに審議することに異議ありませんか。

3人の挙手がありまして、動議は成立いたしました。

ただいまの動議成立につきまして、直ちに審議することに異議ありませんか。

ただいまの動議に賛成の方は挙手を願います。

〔挙手5人〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手5人と認めます。

5人、5人で可否同数となりました。

議長として非常に難しい判断が求められますが、ただいまの動議につきましては、私は認

めません。

それでは、戻りまして、直ちに先ほどの陳情についての委員長報告についてお諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま委員長報告のとおり決定することに決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議会活動です。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願いをいたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、この一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することと決定いたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案外にかかる委員長報告を願います。

ない場合は、その席で「ない」と答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外にかかる委員長報告をいたします。

湯畑及び温泉門駐車場におけるアンケート調査についてということで、令和6年8月に行われた、湯畑及び温泉門に関する観光アンケート調査の結果について、資料を用いて説明を受けました。

当局からは、湯畑においての調査と温泉門駐車場においての調査では、それぞれ宿泊と日帰りの比率が大きく異なることから、大変興味深い内容となっており、数字に基づいたマーケティングを行うことで、日帰りであった観光客を宿泊観光客へ転換させることにつなが

るとの説明がされました。

また、委員からは、旅館組合関係者を含め、アンケート調査に協力が可能であるとの意見も出され、今後、町として連携体制について検討していきたい旨説明がありました。

以上、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） それでは、民教土木常任委員会付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

1、吾妻環境施設組合からの進捗状況についてでございます。

当局より、吾妻環境施設組合で進めている新ごみ処理施設の進捗状況の報告があり、7月29日に国有地払い下げ分の所有権移転登記が完了したこと、また建設に向けて施設整備検討委員会を立ち上げ、住民代表として草津町から1名を選出したとの報告がありました。

町長からは、町村会における首長間での協議内容が話され、当初計画からの構想の相違があることなどが説明され、町としてはシンプルでコストのかからないごみ処理施設となるよう強く意見を述べているとの報告を受けました。

委員からは、町長の意思に賛同していくと意見が出されました。そのほかに吾妻環境施設組合への職員派遣の状況や、施設整備検討委員会への住民代表選出への質問などがあり、当局より説明がありました。

2つ目、秋の道路愛護デーについてでございます。

例年の秋の道路愛護デーにつきまして、11月11日、月曜日に実施する予定で、翌12日火曜日を予備日にしたい旨の報告がありました。

議員並びに町民の皆様のご協力をお願いいたします。

3つ目、草津町下水道事業経営戦略の改定についてであります。

草津町下水道事業の中長期的な経営の基本計画である経営戦略について、平成30年度に策定いたしましたが、3年から5年で見直しを国から求められており、下水道事業は令和5年度から企業会計に移行するタイミングで、今回中間見直しを行ったということで、当局から冊子の配付を受けました。

今後、町民への周知も行うため、ホームページで掲載を行うと報告がありました。

4つ目です。草津町立学校施設設置検討委員会の設置についてでございます。

当局より、草津町立学校施設設置検討委員会を発足し、基本的な考えなどの協議を行った

旨の報告がなされました。

私からも会議での内容を述べさせていただき、今後は会議の内容を議会の皆様にも随時報告していくことを伝えました。

町長からは学校設置に当たっては、無駄のないよう進めるために方針を決め、方向性を持って協議してほしいとの意見をいただきました。

5つ目です。その他についてでございます。

委員から、町民の要望といたしまして、ＪＲ吾妻線を利用する高校生らの路線バスについて、早朝便の運行をＪＲバス関東に対して要望していただきたいとの意見がありました。

当局からは、高校生のいる世帯へ年間５万円を補助する就学費補助制度の説明もありましたが、打診をしていただけたという回答がありました。

以上、付託議案外にかかる民教土木常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、議会運営委員長、報告願います。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 報告ございません。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長。

報告ありますか。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

温泉給湯について。

当局より、今後も開発が予定される中、温泉の許可、方向性などについて説明がありました。

各委員より意見が出されましたが、我々議会としても町側と一緒に議論し、正しい判断ができるよう努めていきたいと思えます。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

一般質問につきましては、時間も迫っておりますので午後にいたします。

１時まで休憩といたします。

休憩 午前１１時５２分

再開 午後 零時 5 9 分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 午前中に続きまして、一般質問を行います。

◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、3 番、有坂太宏議員、一般質問をお願いします。

〔3 番 有坂太宏君 登壇〕

○3 番（有坂太宏君） 3 番、有坂太宏、一般質問させていただきます。

栗生楽泉園の将来構想についてということでお伺いします。

まず、一般質問の前段として、草津町とハンセン病患者との歴史について、少し触れさせていただきます。

我が町は1,000年以上前から湯治客でにぎわっていました。1869年（明治2年）の大火以来ハンセン病患者が増えてきました。これは当時、東京大学内科医エルヴィン・フォン・ベルツ教授が温泉の効果を宣伝してからとされています。

1887年（明治20年）以来、ハンセン病の人々は湯之沢で生活を送るようになりました。

1915年コンウォール・リー女史が草津の湯之沢を視察。翌年（1916年）から1932年まで草津聖バルバナ教会を中心に、私財を投げ打ち奉仕活動を行いました。このような経緯もあり、「コンウォール・リー女史を名誉町民に」との声が上がり、先般の議会での承認の下、名誉町民の決定を行っています。

栗生楽泉園は、1932年に、当時の政府による無らい県運動が強まり、湯之沢集落を移転させるためにつくられたものです。この年の12月に開所された全国で2番目による歴史の深い国立療養所となっています。一時は1,300人が入所されていたとされていますが、現在の入所者は8月末で32名になりました。

ハンセン病と楽泉園の歴史について説明が長くなりましたが、楽泉園の将来について3つの質問をさせていただきます。

1つ目、生前、舩雄二さんは、「楽泉園を将来に向けどのように残し、草津町の財産をどう利用していくのか」と思いを馳せていたと伺っています。

2024年度ハンセン病問題対策協議会の資料の中で、栗生楽泉園の歴史的建造物保存についての取組状況についてとの項目があり、「主催者である草津町福祉課長にこの会の再開について相談したが、困難であるとの回答があったため、現在草津町と「別の会」を立ち上げることを検討中である。今後は、新たに立ち上げた会で歴史的建造物の保存についても検討していきたい」と明記されています。この「別の会」とは、平成24年より開催されていない「栗生楽泉園とまちの明日を創る会」のことでしょうか。討議資料の回答も含め、現状がどのようなになっているのかお聞かせください。

2つ目、栗生楽泉園の土地、施設や蓄積された技術とその経緯を持つ医療従事者の心を生かす医療施設の開設を私の前の議員の時代より長年望んでいます。今日まで実現していない状況であります。

2022年3月には、新しい治療棟が完成し、充実した設備が整ったとも聞いています。町では過去群大病院にて温泉を利用した治療を行い、町民をはじめ全国から患者さんが集まったとも聞いています。楽泉園には温泉施設もあり、温泉の効果を生かした長期滞在可能な保養施設や、高齢者施設（特養老人ホームなど）ができれば、新たな雇用体系を生み出すこととなり、草津町への経済効果が期待できると思われます。国による公的施設の開設を求めているかがでしょうか。

高齢者は、西吾妻福祉病院や原町赤十字病院へ通うことが困難になっています。

まず初めに、医療施設の開放を国に求めているだけではないでしょうか。

3つ目、楽泉園の中には、重監房資料館が2014年4月より開館しています。重監房資料館には、大型バスで来園される方もいます。国道292号から重監房資料館への道は未舗装であり、大型のバスはぎりぎりの車幅でもあります。

昨年、楽泉園の隣接する土地が旧六合村の牧野組合から草津町に譲渡され、道路を含んだ部分が草津町が管理することとなりました。この部分には、国の管理しているところがあるとのことでしたが、その後調整を行ったのかお聞かせ願います。

また、拡幅や舗装など今後の計画をお示してください。

また、冬季期間以外は、重監房資料館や社会資料館への来訪者の移動手段として、町内循環バスの延伸を求めたいと思います。全国のハンセン病療養所の中で、公共交通機関がないのは、静岡県にある駿河療養所と栗生楽泉園だけの2か所です。

ぜひご検討いただきますようお願いいたします。

栗生楽泉園は、90余年の長きにわたり草津町と関わりを持ってきました。

入所者の皆さんが安心して暮らせることが、最優先事項ではありますが、近い将来の楽泉園の残し方、活用を考える時期ではないでしょうか。

以上、一般質問とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 事務方が書いた文書があるんですが、私の考えを述べさせていただきます。

この栗生楽泉園の将来計画も含め、その中で携わった研さん、藤田さん等々の話について、長い歴史をたどれば、私も議員時代から何としても栗生楽泉園の皆様が、そして入所者の皆様が安心して健やかといいますか、安心して暮らせるような療養生活を送ることが私は第一だと思っております。

そういう中、今、坂本園長ですけれども、園長先生もおっしゃるとおり、今まで草津と園の関係でこれほど親密に物事が進んでいる時代はないと園長先生言ってくれました。

例えば、私が頼まないのに、ワクチン接種とかそういうものがあるならば、その施設のスタッフを連れてお手伝いしてもいいという逆に向こうから提案をいただいていることもありまして、大変坂本園長には感謝をしております。そのくらい今、スタッフの皆さんとはうまい関係になっている仲であります。

そういう中、この療養所につきましては、古くは私が議員時代からの話であります。そして、もうなくなりましたけれども、群馬大学医学部附属病院の草津分院のところから、あの当時大変珍しかったんですけれども、テレビ会談というものを行ったんですね。私もそこへ出ました。そして、分院から本院のほうの間の中で、将来これをどうするんだというような形の中で話し合いがされているのを覚えています。

当時の病院長が、できる協力はしたいというような考え方を述べたのを覚えております。そして、研さん、藤田三四郎さんと私は、群馬大学まで直に行って学長にも会ったことがありまして、そういう中、最初は群馬大学も将来計画の中で、いろんな意味で協力できることはしていきたいというコメントをしていたんですね。あるとき、3人とプラス事務方を含めて、私が町長になってからですけれども、行きまして、学長とお会いしましたら、「何のことでしょうか」と言われたんですね。我々は独立行政法人になって、要するに国からもある程度採算性というものを考える大学になりなさいという命を受けている中で、私どもとして

は、そういう話はなかなか受け入れられないと。もうけんもほろろという感じで、銚さんも、藤田さんも取りつく間がなかったという。私もそうです。

そういう状況になりまして、そういう中でどうするんだという話の中で「明日を創る会」もありましたけれども。これは、有坂議員の前には羽部議員が中心でやっていた会であります。何度も議論をしたんですけれども、相手あつてのことで、幾らこちらが何か言っても、なかなかそのとおり動かないという問題がありました。

決してそれを私も忘れていないわけじゃないんですけれども、今の段階で、あの施設どうするんだと言われて、さあと言われても、こちらでただ話し合いするだけで、言っても、のれんに腕押し、ぬかにくぎで、やはり国が相手ですから、将来計画といいますか、あれ、全く見えてこないということでもあります。

そして、施設の利用という質問がありますけれども、施設は確かに充実していると思います。問題なのは、それを何らかの形で存続させたときに、それを動かせるお医者さんやスタッフの方々がいらっしゃるかどうか。中身の問題になってくると思います。そして、今の国の機関ですから、働く人たちの給与等々は100%国が持って運営しているんですけれども、それを草津町に預けるからお医者さんも含めてやったらどうだと言われても、とてもこの小さな財政の中で病院経営ができるわけがないということになるかと思います。

理想論と現実論とあまりにも乖離しているということです。そのようにぜひご理解をいただきたいと思います。

そして、重監房につきましても、本来ならば、草津町長が運営委員会委員長になるというのは異例なんです。国の施設に何で市町村長になるんだと言ったら、これは、銚さんと藤田三四郎さんが町長なら安心して預けられる、ぜひ町長なってほしいというふうにお二人から頼まれました。

そうしたら、国も本来ならば違う形なんですけれども、入所者の自治会がそう言っているし、一番穏やかに収まるのは町長になることで、それが収まるならそうしてほしいという、国のほうからも私に要請がありました。両者にとって、国も自治会も、私が一番公平にやってくれるだろうという願いで、私が引き受けたものであります。

当時は、運営委員会のほうに私も出ていたんですけれども、あまりにも忙し過ぎて、それで時間が長いんですよ、物すごく。とても会議にずっといるわけにいかないというわけで、今、担当の課長のほうが町長代理として行っています。

そして、私一度、厚生労働省の課長補佐が来たときに、次の人を選んでほしいと。つまり、

私以外に、国から指示をした人を選んでほしいと言ったら、担当の課長補佐、課長補佐って偉いんですよね、悩んでいたみたいで、どうしたらいいか分からない、いう中で結果として、どうしても私がいたほうが丸く収まるなら、いいですよということでまたお引受けしたということであります。

私も、町長としては、議員時代から町長としてできることは精いっぱいやってきました。何とかそこに笹さんや三四郎さんが望むような温泉を使った療養所みたいなのをやってほしい、また病院としてこの地域の人たちの面倒を見てほしいという願いがあったんですけども、とてもとても取りつく間がないというのが実態だと思います。

そして、大変多くの施設が園内に点在していますけれども、それを町に移管されるから町で何らかの形でやれと言われても、それを町は、私は引き受けるつもりはありません。物すごいランニングコストがかかります。とても小さな町ではどうにもならないような問題だと思います。これは、ほかの療養所についても同じことが言えるんです。

例えば、東京の多磨全生園、あそこの首長とも話ししたりしましたけれども、あそこは割合進んでいて、園内に保育園つくったんですね。そうしたら国は地代払えですから。何で、ってそのくらい使わせたっていいじゃないかと思うんですけども、ルールはルールだということで、地代を払っていると。園内にあるんですよ、保育園が。いい光景なんですよ。入所者の皆さんと園児が一緒というか分かれていますけれども、園内にそういう施設があるということで、理想的な形だなというふうに思います。あとは、あとの療養所は小島の中にあたり、山の奥にあたり、とても一般の方々との交流するような距離にないということがあります。

そういう中で草津町は、私が子供の頃から入所者の皆さん、結構歩って草津へ出てきて、一緒にいろんなことをしたのを覚えていますし、たしか園の中で生まれたお子様が草津の小学校、中学校通っていたと思います。だから大変、何と言ったらいいのかな、民主的な人間の尊厳を否定するようなことは私はあまりなかったような気がするんですけども。

そういう中で、草津町は園と町との関係というのは、そういう中で、古い歴史の中でも決して、失礼な言い方ですけども、蔑視するようなことは私はあまりなかったと思います。これが自治会の何というんですか、ちょっと忘れたんですが、東京で各療養所の首長並び副市長を集めたことがあるんです。それぞれがみんなこういう形で啓蒙活動しているという中で、私が今言うような話をしたら、事務局長が怒り出したんですね。そして、座長やっていた大学教授が大変その話って、すごい話だと。言ったら、私のその内容が気に入らなかった

のか、怒り出して、こんな会議やっつけられるかと言って帰っちゃったんです。

それとコンウォール・リー女史、あれ推しましたよね、議会で議決もらって。だから名誉町民です。本来ならいろんな仕組みとかモニュメント考えたんですけども、今度は会のほうから、もししたらただじゃ置かないぞ、許さないって。何で。私にしてみればクエスチョンマークなんです。ですから、入所者の皆さんの間でも、リー女史のことについて、すばらしい人だと言う人と、国についた人だと言う意見が分かれて、今、どんな方がやっているか知らないです、私が担当しているときにその人から文書もらいましたし。もしこれ以上続けたらとことんやるというような、それなんで止まっちゃったんです。

そういう中で、本当に私としては精いっぱい園のことについてできることはしていきたいと思うんですけども。具体的に、じゃ、あれを草津町がもらって続けろやと言われても、とてもそんな能力は草津町にはないという中で、国として何らかの医療機関として残してもらうのが理想論なんですけれども、それは言い続けています。

そして、そのときに群馬大学が医師の派遣を我々も考えますから分院を廃止することを地元として認めてほしいという会議だったんです。私が首長じゃなくて、担当の委員長ぐらいだったんですけども、そういう中で進んできたものだと思いますので、ぜひ「明日を創る会」を立ち上げて議論するのもいいんですけども、誰がどう集まって何を議論するんだと言われても、してみようがない。議論するのもいいんですけども、形だけになってしまうというのがあれです。

情報によりますと、ある程度国のほうも将来について方向性を出して、事務方のほうで方向性を出そうというような動きがあるようにも聞いていますので、そういう動きの中で、当局としてはまた判断をしてまいりたいと思います。そのようにご理解を。

そして、この2点目の何ていうんですか、園の中に重監房に続く道路について整備しろということなんです、あれは草津町が管理する道路ではありません。つまり町道ではありません。園内の道という考え方です。そして、重監房資料館の施設の中で、鮎京という弁護士かな、あれを舗装にしてほしいみたいなことがあったんですけども、あのとき先生に尋ねたんですよ。先生、入会権、牧野組合も一つの法律論ですけども。それが法人格が持っていれば、あの当時私も分かんなかったんです、いいですけども。個々にといたら整備できますかと言ったら弁護士が答えなかったです。不可能に近いと。相続があると。そして、本当のことを言うと採草地、牧野組合が下水処理場が将来移転すると私の前の町長が計画を立てたんです。そうしたら、それを売買や借りるのは国は出さないと。補助金の対象にならな

い。自分で取得して初めて対象になるものだよという中が、それが分かってきたものですから、それと物理的に道路横断をして新しいものを造るというのは物すごくお金がかかる。ということで、私が目がつけたのが鈴蘭の官舎です。何人か住んでたんですけれども、そこを国にお願いして、この下水処理場の移設を考えたら、それで当時議連が中曽根弘文さんですか、私お願いに行ったら直ちに動いてくれて、いいでしょうと。私は全額プレゼントしてほしいと言ったら全額は駄目、3分の2は国が提供するけれども、3分の1は買えということで。売買するときは、基本的には厚労省と売買するんじゃないんですね。財務省に移管するんです。だから楽泉園も将来なるときには、財務省に移管になることもあり得るかとは思いますが。そういう中で、それがあれなっただんですけれども。話が少しずれたんですけれども。

道路について草津町が整備しろというのは、国の部分が多分にあります。これは、今、法律がある程度改正されてできるようになったんですが、国に対して草津町が金を出して整備するということは法律が禁じているんです。ただし、今、総務大臣の許可を取れば可能になってきているんですけれども、そもそも論で国から我々が、お金を交付税として入ってきた中で、物事やっているんですけれども。そういう立場の中で、園の道路とするものを、基本的には園の道路です、だと思えます。それを町が整備することは難しいと。ただ、園が整備すると、そして入会権の難しい問題あって、筆も入っていないみたいなんです。どこが境界区域か分からない。その中、あれについて草津町が、今、所有権者ですから、それを分筆するなり何かするなり、道路造って国がいいかといえば、それは喜んで提供いたしますけれども。基本的には国のほうでやってもらうしかないと思っているところでございます。

そんなんで議員時代から精いっぱい頑張ってきた。だから舩さんも三四郎さんも、町長なら信頼できると言ってくれたんですよ。その中でやってきたことをぜひ、傍観してたんじゃないということをご理解していただきたいと思えます。

国のほうで、動きが出始めれば、町として動きもしますけれども、どの療養所についても同じようなことがあって、どうなるんだろうという話で終わってしまうんですね。やっぱり人んちの土地ですから、国の土地ですから。

そういう中で、繰り返しになりますけれども精一杯やっていきます。しかし、難しいところもあることもご承知おきください。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

◇ 小 林 純 一 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、6番、小林純一議員、一般質問願います。

〔6番 小林純一君 登壇〕

○6番（小林純一君） 6番、小林純一です。

小中学校におけるタブレット端末の活用についてお伺いいたします。

A I、D X、I C Tなどという言葉を目にする機会がどんどん増え、情報化社会が今後も進んでいくと予想される中、基礎的な資質として情報処理能力、情報活用能力を身につけることはますます重要となっています。

そういった中、国が進めるG I G Aスクール構想の一環として、令和3年度より草津小・中学校でも生徒1人1人にタブレット端末が配付されました。当初は校内でのW i - F i利用を前提に整備されたものと思いますが、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、同年度中には、全生徒が家庭にタブレットを持ち帰り、活用できる体制を整えていただきました。当時、D X推進員として小・中学校に勤務しておりましたが、町長及び教育長には迅速に対応いただきましたことに感謝いたします。

このタブレットの活用についてお聞きします。

1、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になり、学校生活も平時のものに戻りつつあると思いますが、現在、授業や学校生活においてタブレットはどのように活用されているのでしょうか。

2点目、タブレット導入時はコロナ禍ということもあり、各地方公共団体が一斉に導入したため、端末やアプリの選定、活用法などにおいて見切り発車的な部分もあったと思います。配布から3年が経過しましたが、学習用アプリの見直しや追加、また、新たな活用法についての取組等がありましたら、お答えください。

3点目、タブレット導入後、全体的に見て学習の習熟度は上がっているのでしょうか。データを取れる仕組みになっていると思いますので、データがあればお示してください。また、必修化されたプログラミング学習については、どのような内容で行っているのでしょうか。学習の成果があればこちらもお示してください。

4点目、前橋や高崎といった都市部では、家庭へのタブレットの持ち帰りが進み、保護者への連絡や宿題・課題の提出、アプリを使った家庭学習、自由研究等、広い分野でタブレッ

トが活用されています。持ち帰りによって、タブレット配付時には想定されていなかったような分野でも活用が進んでいるようです。

草津町の学校は、タブレットの持ち帰りについてあまり積極的ではないように見えますが、このままではICT分野において、比較的自由かつ積極的にタブレットを活用している都市部の生徒たちとの差が顕著に表れてくると危惧しております。

都市部の有識者と意見交換する機会があり、その中で、タブレットの活用については、都市部よりも草津町のような小さい規模のコミュニティーのほうがより効果が上がる。都市部との教育格差をなくすことができる。」との意見をいただきました。私も同じ意見です。草津町では、タブレットの持ち帰りや活用法についてどのようにお考えでしょうか。

以上4点について、お答えをお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 教育長、答弁願います。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、小林議員からの一般質問につきまして、お答えをさせていただきます。

1つ目、小・中学校における授業や学校生活において、タブレットをどのように活用しているのかとの内容であります。

小学校では、総合学習の調べ・まとめの活動等に利用しており、中学校につきましては、授業で生徒同士の情報共有、生徒各自の学習進度に応じた問題への取組、インターネットを活用した調べ学習や、以前、議会の皆様にもご視察をいただきましたワークショップ等、様々な場面で授業に活用しております。タブレットを持ち帰り、1日の振り返りの日記をタブレットを用いて記入し、インターネット上で担任が確認するようなことにも活用しております。

2つ目のご質問ですが、学習アプリの見直しや追加、新たな取組についてに関する質問であります。

学習アプリにつきましては、導入当初オールインワンソフトといたしまして「スクールタクト」というものを使用しておりましたが、本年度から他の郡内全町村で利用されておりました「ミライシード」というものを本格移行いたしました。

新たな取組といたしましては、「学びポケット」を導入し、クラウド運用を本格化させるとともに、数学では個人に合ったドリルやグループで共同作業を行う「オクリンク」といったアプリを主に利用しております。また、グーグルアプリでは、スプレッドシートやスライ

ドなども活用させていただいています。

3点目のご質問であります、タブレット導入後の学習の習熟度と必修化されたプログラミング学習に関する内容であります。

小・中学校では、数値化された比較データは持ち合わせておりませんが、タブレットの活用技術、活用能力などのスキルは確実に上昇しており、小学校では英語、算数、中学校では英語、数学のデジタル教科書を活用し、図や音声など、紙媒体だけではなく様々な方法で学習ができるため、分かりやすさは格段に向上しております。今後とも職員や児童・生徒もタブレットを活用し、学習効果を上げていきたいとICT担当教諭から報告を受けているところであります。

プログラミング学習につきましては、文部科学省による手引きに沿って、小学校では各教科で取り入れられており、中学校では技術科の時間に位置づけて実施をしております。

4点目の質問ですが、タブレットの持ち帰りにおける活用法に関する内容であります。

小学校では、学年の実情に応じ、必要なときにのみ持ち帰りを行っております。中学校におきましては持ち帰りを原則といたしまして、前述のタブレットを持ち帰り、日記を書かせる活動を行っております、これは県内でも先進的な取組となっております。タブレットも文房具の一つであると位置づけて扱うように指導をしているということでもあります。

また、一部の教科、数学等では、夏休みの宿題をタブレットで提出するなど活用が進んでおります。決して都市部よりも活用が遅れているといったことはないと判断をしております。

今後は、使用上のルールやマナー、情報を正しく活用、発信する力などについて、指導を徹底していくという方針でいきたいと、必要があると感じております。

以上、小林議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 小林議員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○6番（小林純一君） すみません、タブレットの持ち帰りのことについて、もうちょっと聞かせていただきたいんですけども、中学校は今、持ち帰り前提ということで、小学校は必要に応じてということなんですけれども、小学校で持ち帰り前提にならない理由って何かあるのでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） 小学校では、学年、体格差というものもあるでしょうけれども、高学

年、ある程度体格、体が整った子では、それほどの重荷にはならないのかもしれませんが、そういった部分の配慮もあります。現に、年間、もうかなりの台数の機器が故障、実際には落っことして故障といったふうなこともあります。本当に必要なときには持ち帰らせるんですが、毎日、習慣として持っていったり、持って帰ってきたりと、そういったことはしていないということでもあります。本当に必要なときというのは、多い、少ない、学年に応じてあろうかと思うんですけれども。使わない、使う予定がないものをわざわざ家に運ばせる、そういったことを考慮して、そうしていないということになります。

中学校については、原則本当に毎日、持ち帰りをさせているということでございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

◇ 金 丸 勝 利 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、一般質問を、7番、金丸勝利議員、お願いします。

〔7番 金丸勝利君 登壇〕

○7番（金丸勝利君） 7番、金丸勝利です。一般質問させていただきます。

初めに、去る8月4日の豪雨による浸水被害に遭われた方々に、お見舞いを申し上げます。今回の浸水被害の主な原因は、集中豪雨による湯川の氾濫とのことです。

そこで、端的に質問させていただきます。

過去にも氾濫したことがある湯川、一級河川なので群馬県の管轄ですが、温泉の流れている川であります。日頃の管理はどのようにされているのでしょうか。

また、氾濫をした箇所には水位計が設置されていますが、それが今回は機能しなかったのか、また機能していたのであれば、その水位の情報はどのように町に届くのか、町として湯川の水位状況を把握できていたのでしょうか。

近年では過去に例を見ない雨量や風など、予測不能な気象状況が発生しています。が、災害を防ぐためには正確な情報の共有と発信と備えが重要であります。

町としての今後の対策をお聞かせください。

氾濫の危険水位の情報がいち早く町民、またお客様に伝わるように、そして湯川の氾濫防止策を群馬県と協議していただくよう要望し、一般質問を終わります。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、金丸議員からの一般質問にお答えをいたします。

質問は、湯川氾濫時の水位の把握と、氾濫危険の情報発信と、今後の対策についての内容であります。

議員のご質問にありますように、8月4日の夜、草津町において集中的な豪雨があったことから、湯川が氾濫し、泉水通りの複数の事業所で床上浸水などの被害が発生いたしました。

この事態に被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

当日、町としては即座に警戒準備室を立て、土木課、総務課を中心として、現場の緊急確認や、要望があった事業所への土のうの配付などの措置を講じましたが、前橋地方気象台から特別注意報が発出される前に、こうした事態となったことを考えますと、改めて昨今の異常気象による自然災害への対応の難しさを痛感したものであります。

河川法に基づく一級水系の位置づけによって、草津町町内の河川の大半は都道府県知事などに委託される指定区間となっており、湯川につきましては、起点となる西の河原上流から大滝乃湯付近までが一級河川の指定区間として群馬県の管理となり、そこから下流が国管理による指定区間となっております。

その上で、湯川に関しましては、泉水通り付近から大滝乃湯付近までの河川部分を暗渠とすることで、道路として通行できるようにして観光客や地域住民の通行の利便性を長年図っているものであります。

このため、草津町及び県としては、河川は群馬県、道路は町道として草津町が管理することとしており、道路となる暗渠の入り口に格子状のスクリーンを設置し、内部での異物の詰まりが発生しないような仕組みを構築した上で、双方が協力して日々管理を行っております。

具体的には、土木課職員による道路パトロールと併せて、定期的に点検作業を行っております。

特に、今回氾濫した箇所は、西の河原入口付近となりますが、従来から雨量の多いときには警戒を強化している場所であります。現実には、前日の8月3日にも点検とスクリーンの清掃作業を実施しております。

しかしながら、8月4日の局所的に降った豪雨は、氾濫時に1時間当たり45ミリの降水量を記録したもので、短時間にスクリーン面積の3分の2程度が雨量の勢いとともに、流木や土砂によって閉塞してしまい、このことを原因として氾濫する事態になったものと分析しております。

また、質問の氾濫した箇所に設置した水位計が機能していなかったのか、どのように水位情報が届くのか」という点につきましては、通常、一級河川の水位情報については、群馬県

が運営している「かわみるぐんま」のサイトから閲覧することが可能となっておりますが、氾濫等に対してのアラート機能はなく、また水位情報が町へ届くようなシステムにはなっていないような状況にあります。

このため、町としては県に要望して、その箇所にライブカメラと水位計を設置していただくと思っておりますので、目視点検や事前の気象予報等に注視しながら、作業を行うことが基本的な対応となっております。

なお、仮にそこが水位がもういっぱいになったと言っても、私が町長として命じたのが、作業に入ってはならない。職員の命に関わることです。とても、それを幾らユンボであろうが何しようが、やることが一つ間違えば、草津町職員の命に関わることでありますので、もうスクリーンに挟まったものはどうしてみようがないと。いうことなんで、繰り返しになりますが、下流にもう一つスクリーンを造ってくれと。二段構えでやれば、その草津ホテルの前の暗渠の入り口部分のクリアができるかもしれない。やってみなきゃ分からない。

過去にも泉水が溢れたことがありました。私がまだ議員の頃ですけれども。そのときは何が原因だったかと言いますと、たしかボランティアで西の河原公園の上層部にあるところの草刈りをしてくれたら、たまたまそこに雨が降ったら、その草が全部流れて、スクリーンに詰まって溢れたという経緯がありますので、大変暗渠にした難しさあるんですけれども、じゃ、あれ開放したら、また太くしたらといっても、それはもう不可能なことです。

それなんで、県に対していろんな対策をお願いしておりますけれども、具体的にはもう一つ上のほうにスクリーンを設置して、二段構えで溢れるのを防いでいったらという、これ自分で考えたことですけれども、今、要望しているので、どうかよろしく願いしたいと思います。

そんな形の中で、今回のあれはもう何ていうんですか、前の日にも見ておりますし、しかしながらもうあふれる状態になったところには近づいてはならないという命令、町長として命令しております。人命が大事ですから。そのようにお願いしたいと思います。

大変、被災された方には申し訳ないんですが、これは町としても国としても補償の対象にはならないということなんで、自然災害というものは、そういう意味では本当に厳しいものなんですけれども、その辺もご理解をしていただきたいと思います。可能な限りの対応をして、県と協議しながらしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 金丸議員、よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和6年第5回草津町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 市 川 祥 史

署 名 議 員 小 林 純 一